

IV

施設整備基準の解説

0施設整備マニュアルの見方

チェック

どのような点に留意して整備を行うか、着眼点を示しています。

設計のポイント

主な考え方と設計上のポイントをまとめています。

整備基準

条例により整備が求められている事項及び基準の解説です。

設計のポイント・整備基準・整備例のつながりをわかりやすくレイアウトしています。

さらに望ましい基準

整備基準に加えてさらに望ましい整備の基準として、バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準を示しています。

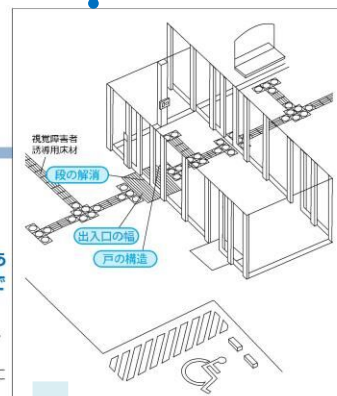
1 建築物

(1) 出入口①

設計のポイント

建築物の出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であり、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

- 車椅子等が通行しやすくするために、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないことに配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。また、誘導鈴や音声による誘導が望まれます。[P81（視覚障害者を誘導する装置）参照]



整備基準

【適用施設／建築物】

■整備基準

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口^①又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、**内法を80cm以上^②**とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造^③とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段^④を設けないこと。ただし、(2)の項木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑤その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

■基準の解説

- ① 玄関及び建物の出入口です。
- ② 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ③ 引き戸や引き分け戸、開き戸です。ただし、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。また、車椅子使用者が安定して戸を開閉できるよう、戸の前後に水平部分を設けます。
- ④ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P48（(1) 出入口）参照]
- ⑤ [P91（(10) 特殊構造昇降機）参照]

さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。

ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りではない。

- イ 幅は、**内法を90cm以上**とすること。この場合において、**1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120cm以上**とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を**内法で120cm以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造**とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

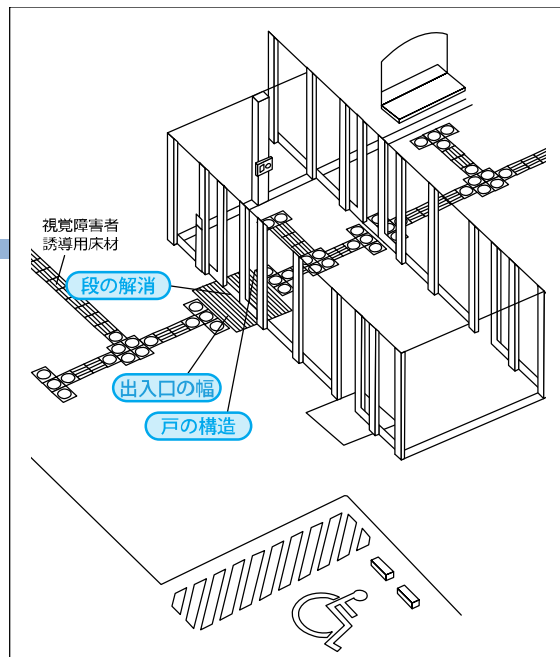
1 建築物

(1) 出入口①

設計のポイント

建築物の出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であり、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

- 車椅子等が通行しやすくするために、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないことに配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。また、誘導鈴や音声による誘導が望まれます。[P.81「視覚障害者を誘導する装置」参照]



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する**直接地上へ通ずる出入口**^①又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、**内法を 80cm 以上**^②とすること。
- 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**^③とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる**段**^④を設けないこと。ただし、(2)の項木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の**特殊構造昇降機**^⑤その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

- ① 玄関及び建物の出入口です。
- ② 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ③ 引き戸や引き分け戸、開き戸です。ただし、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。また、車椅子使用者が安定して戸を開閉できるよう、戸の前後に水平部分を設けます。
- ④ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48「(1) 出入口」参照]
- ⑤ [P.91「(10) 特殊構造昇降機」参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。

ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りではない。

- イ 幅は、**内法を 90cm 以上**とすること。この場合において、**1 以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を 120cm 以上**とすること。
- 戸を設ける場合においては、当該戸は、**幅を内法で 120cm 以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし**、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

整備例

●条例による整備基準

◇バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲参考事例等

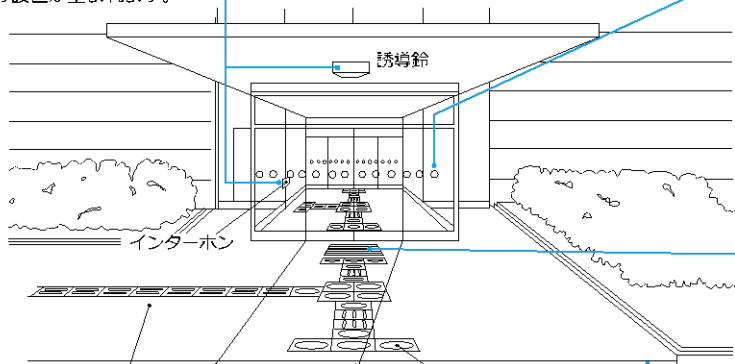
⚠注意マーク

玄関部分

▲玄関部分は、全面がなだらかなスロープとなるような計画を心がけますが、義足使用者など階段の方が昇降しやすい場合もあります。

誘導鈴及びインターホンの設置

▲誘導鈴（チャイム）やインターホンの設置が望まれます。



●誘導用床材の敷設
P.81[(8)視覚障害者を誘導する装置]参照

●玄関出入口内法80cm以上
出入口内法90cm以上
(1以上は内法120cm以上)

●注意喚起用床材の敷設
P.81[(8)視覚障害者を誘導する装置]参照

●廊下への経路上も含め、
段を設けないこと。

インターホン

風除室

●誘導用床材の設置

衝突防止のための表示

▲戸の全面がガラスなど透明な場合は、衝突事故防止のために横断線やシールなどを設置します。また、安全ガラス(合わせガラス又は強化ガラス)を用います。

▲衝突等の事故防止のため、戸には、反対側の様子が分かる窓を、立位利用者、車椅子使用者や子ども等の存在が分かる高さ・位置に設けることが望まれます。

くつふきマット

▲くつふきマットは埋め込み式が望まれます。毛足の長いものやゴム製のものは、車椅子のキャスター（前輪）が引っ掛かることや沈み込むことがあるので留意します。

▲杖先を引っ掛けないよう、マットの端部をしっかりと固定します。また、視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮します。

段の解消

▲車路との境界は、視覚障害者が認識でき、かつ、車椅子使用者が通過できる2cm以下の段を設けます。この場合、玄関前に車を乗り入れる場合が想定されることから、路盤の構造に留意が必要です。

●自動的に開閉又は車椅子使用者が円滑に通過できる構造の戸
●戸の前後に高低差がないこと
◇内法120cm以上の出入口の1以上は自動的に開閉する構造

風除室

▲風除室の両開き戸の間隔は、車椅子使用者が待機するスペースが、十分確保できるものとします。

▲風除室内で方向転換する設計は、避けることが望まれます。

戸の前面に車椅子が回転できるスペース

▲戸の前後には、車椅子が回転できる水平なスペース（150cm×150cm以上）を確保します。

庇、又は雨よけなどの設置

▲雨天時における車椅子使用者などの利用を考慮して、出入口には庇や雨よけなどを設置します。

照明の設置

▲夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設けます。

1 建築物

(1) 出入口②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

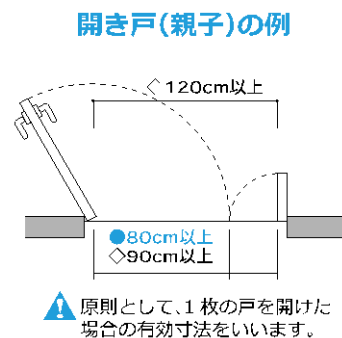
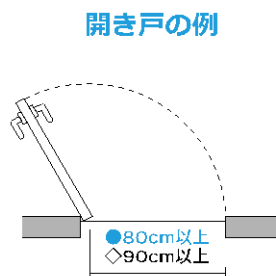
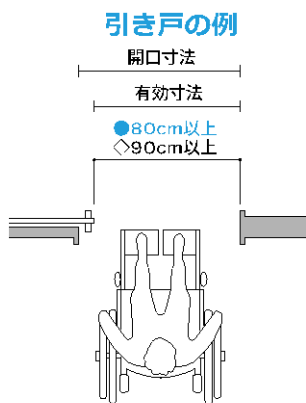
⚠ 注意マーク

出入口の内法

- [80cm] は車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ◇ [90cm] は車椅子が通過しやすい寸法です。

▲ [120cm] は松葉杖使用者が通行しやすい寸法です。

▲ [1200cm 以上] は車椅子使用者と歩行者 2 人がすれ違える寸法です。



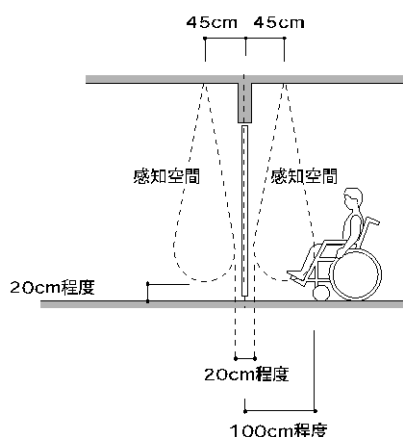
戸の構造

- ▲ 戸の構造は自動ドア又は引き戸、引き分け戸が望まれます。やむを得ず開き戸にする場合は、容易に開閉できるものとします。
- ▲ 視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望まれます。
- ▲ 非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望まれます。

自動ドア感知方式の例

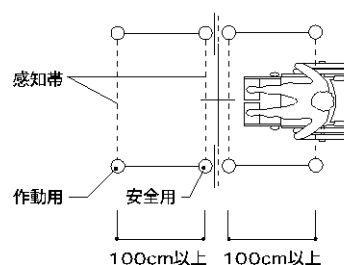
- ▲ タッチ式自動ドアは、ボタンの位置がわかりにくいなど視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ▲ 自動ドアの開閉速度は、開く時は迅速に、閉まる時は遅くなるように設定することが望まれます。

超音波スイッチ(空間感知)



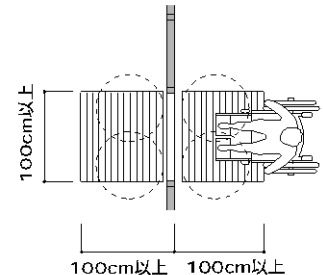
- ▲ 超音波スイッチは、車椅子のフットサポートから感知できるよう、床上 20cm 程度まで低くします。また、戸の手前 100cm 程度のところで感知できるようにします。

光線スイッチ(線感知)



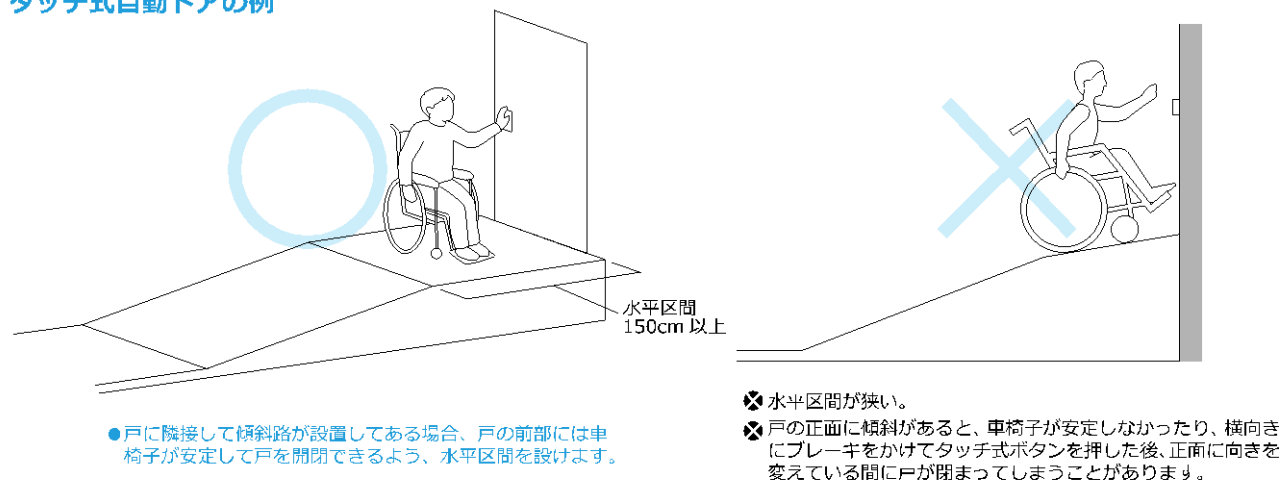
- ▲ 光線(赤外線など)スイッチは、温度変化や直射日光等の影響を受けて誤作動しやすいので注意して設置します。

マットスイッチ(床面感知)

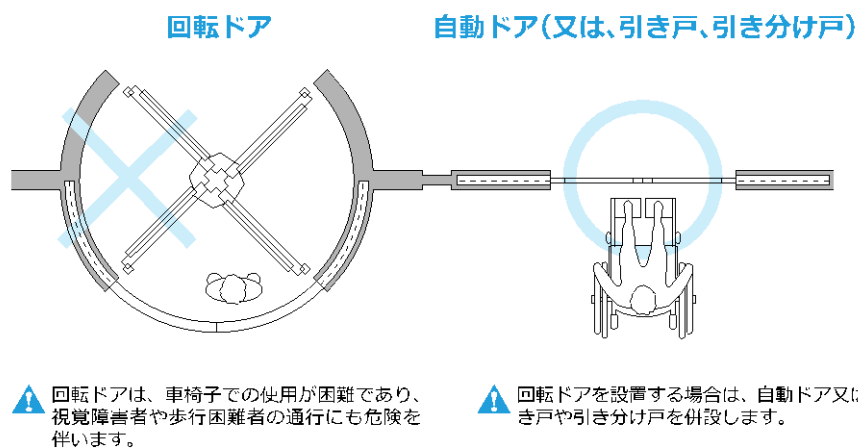


- ▲ マットは車椅子が全部乗るよう大きくし、フットサポートがドアに当たってから作動するものは避けます。

タッチ式自動ドアの例



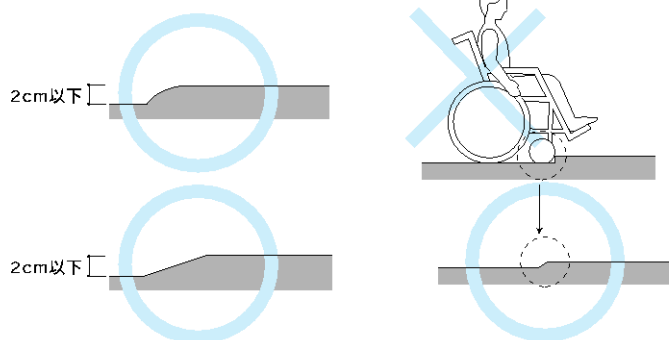
回転ドアの例



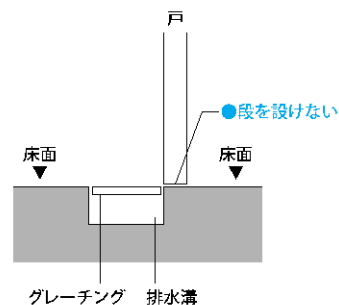
段のすりつけの例

- ⚠ ちょっとした段差であっても、高齢者や障害者にとってはつまずきや転倒の原因となり、車椅子の通行の支障にもなります。
- ⚠ 段を設ける場合は 2cm 以下とし、すりつけをします。

すりつけの例



水返しの例



- ⚠ 柵や床見切りを設ける場合も、できるだけ段を設けないよう留意します。

1 建築物

(2) 敷地内の通路①

設計のポイント

道路及び車椅子使用者用駐車場施設から建築物の出入口に至る通路は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用できる必要があります。

- 歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車椅子使用者に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導にも配慮が必要です。
- 障害のある人も、障害のない人と同じ経路を利用できるように配慮が必要です。

整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合^①**は、この限りでない。

イ 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料^②**で仕上げること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、**(4)【階段】の項に定める構造^③**に準じたものとすること。

ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の**通行に支障のない蓋^④**を設けた場合は、この限りでない。

ニ 直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第2項第2号に規定する空地に限る。)(以下この表において「道等」という。))又は車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車椅子使用者用駐車施設」という。))に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、**地形の特殊性^⑤**により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

(1) 幅員は、**120cm 以上^⑥**とすること。

(2) 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。

(3) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 高低差がある場合においては、木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の**特殊構造昇降機^⑦**その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、**内法を 120cm^⑧**(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。

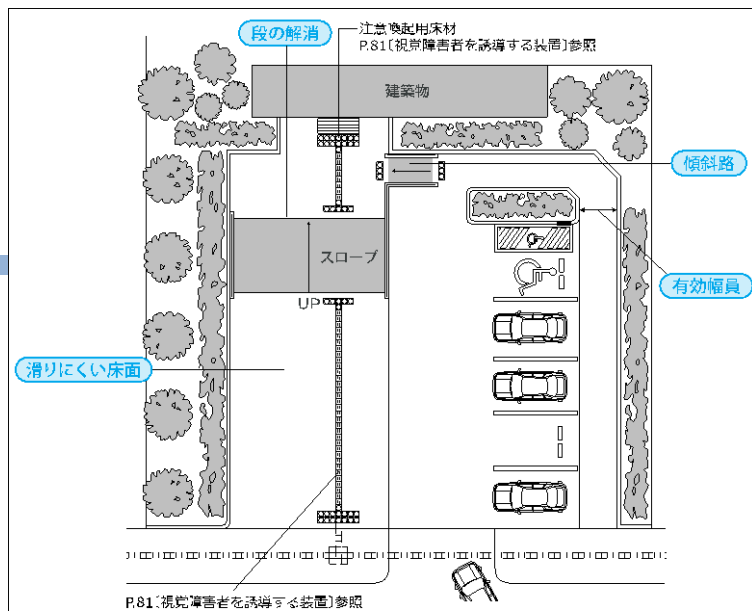
(2) 勾配は、**1/12**(高低差が 16cm 以下の場合は、1/8)**以下^⑨**とすること。

(3) 高低差が 75cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える場合においては、**高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場^⑩**を設けること。

(4) 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(5) 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料^②**で仕上げること。

(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の**明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑪**によりこれらと容易に識別できるものとすること。



さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

■ 基準の解説

- ①施設の立地或使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。ただし、乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。
- ②濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。[P.169〔(1) 床(路面)仕上げの目安〕参照]
- ③ [P.59〔(4) 階段〕参照]
- ④杖の先や車椅子の前輪が隙間に入らないものとします。[P.52〔(2) 敷地内の通路〕参照]
- ⑤地形の特殊性により、基準に定められた敷地内の通路が確保できない場合で建築物出入口から道路までの車路を設ける時には、基準の適用を除外しています。
- ⑥通路を車椅子が通行しやすく、車椅子と横向きの人がすれ違える寸法です。
- ⑦ [P.91〔(10) 特殊構造昇降機〕参照]
- ⑧勾配 1/12 は、車椅子が通過できる勾配の限度としています。ただし、高低差が 16cm 以下の短い傾斜路に限り勾配 1/8 を限度としています。[P.37〔2 整備基準の寸法・勾配の考え方〕参照]
- ⑨傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩や減速ができるように平坦部分を設けます。
- ⑩通路の傾斜部分を平坦部分と識別しやすくし、安全性を高めるための配慮です。[P.174〔(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材〕参照]

敷地内の通路

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ロ 段を設ける場合においては、当該段は、(4)「階段」(P.60 参照)のイからトまでに定める構造に準じたものとする。
- ハ 直接地上へ通ずる(1)「出入口」1) (P.45 参照)に定める構造の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)「出入口」1) に定める構造の各出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
 - (1) 幅員は、180cm 以上とすること。
 - (2) 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (4) 高低差がある場合においては、木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- ニ 特定建築物（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
- ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、(3)「廊下等」5) (P.54 参照)のイ、ハ及びヘ並びに次のイ及びロに定める構造とすること。
 - イ 勾配は、15 分の 1 を超えないこと。
 - ロ 高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

1 建築物

(2) 敷地内の通路②

整備例

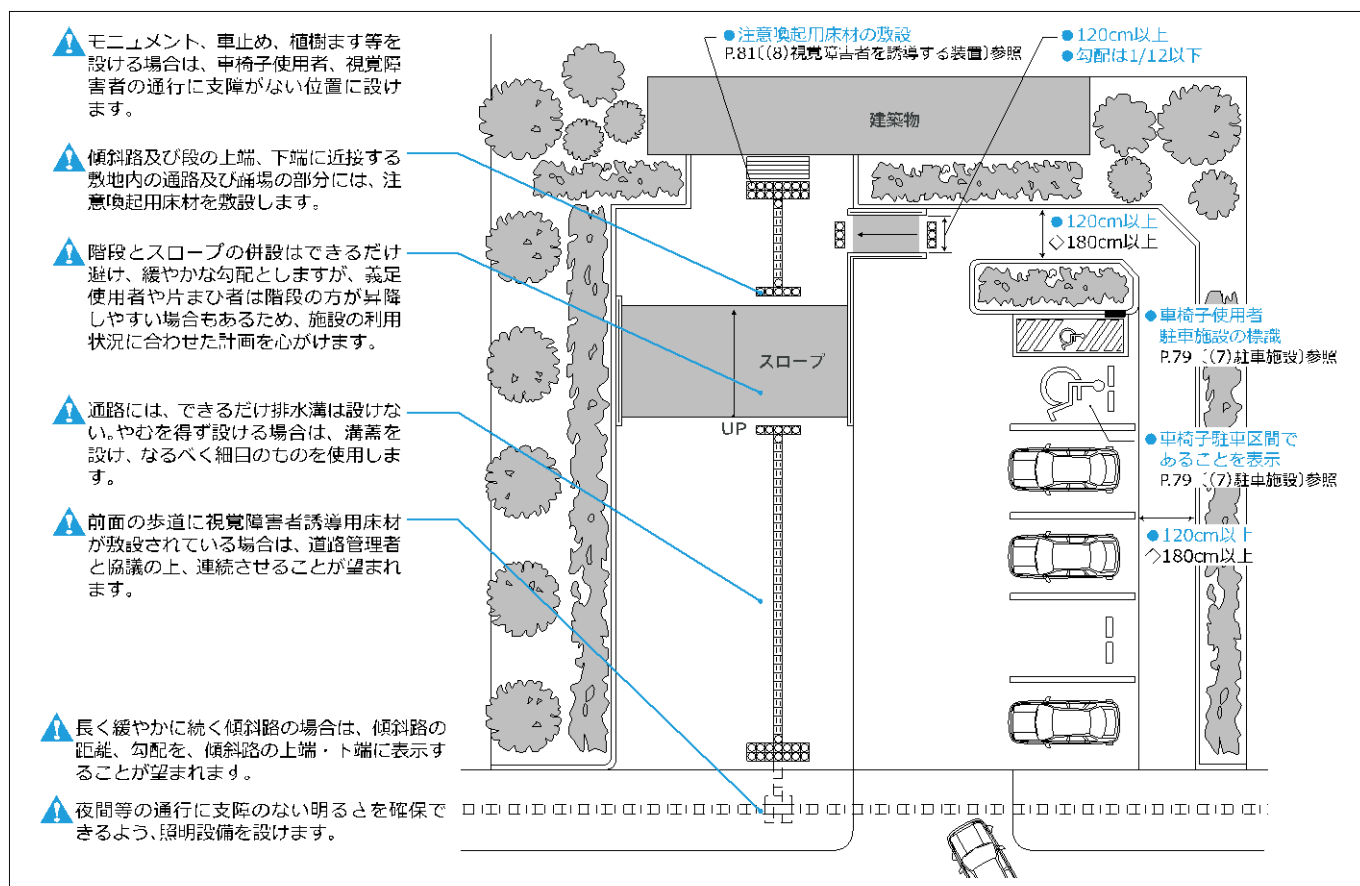
● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

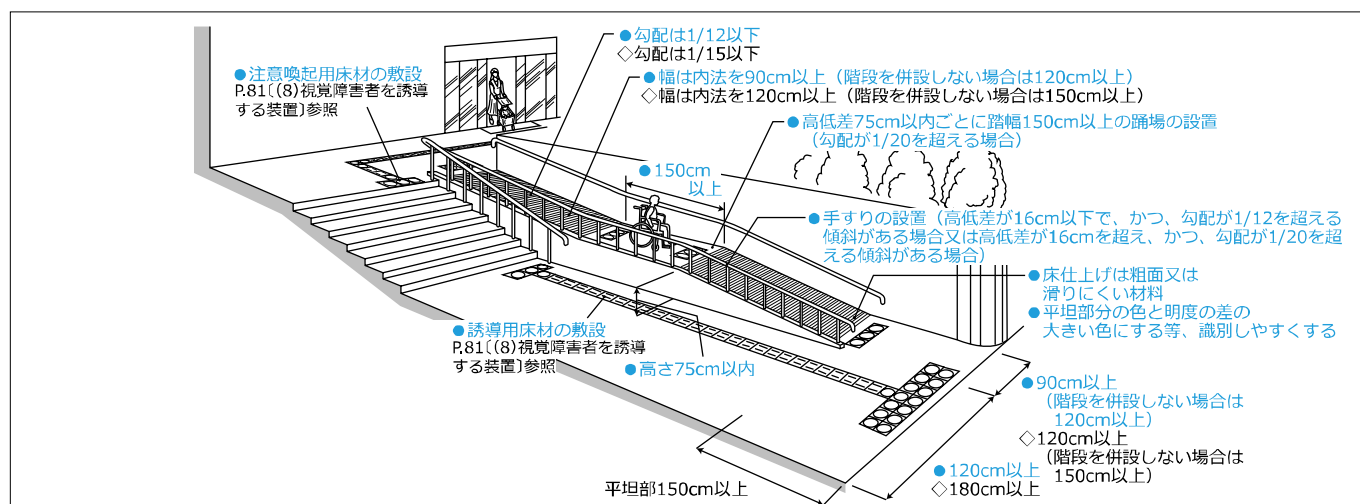
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク



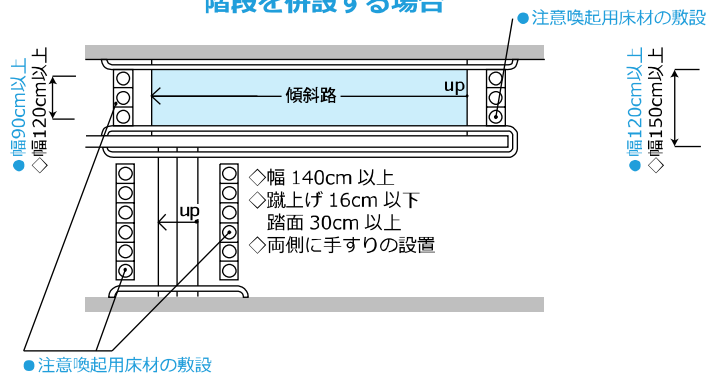
傾斜路の例

▲ 高低差が大きい場合のスロープでの移動は困難です。その場合はエレベーター等の機械的な段差解消方法が効果的です。

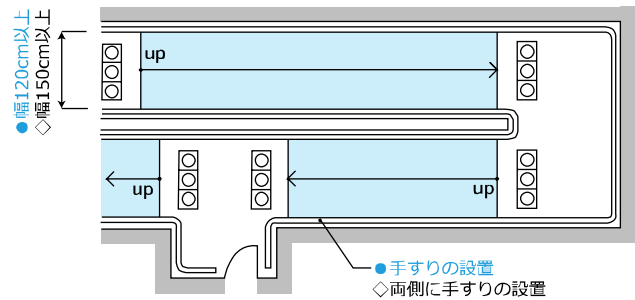


有効幅員

階段を併設する場合



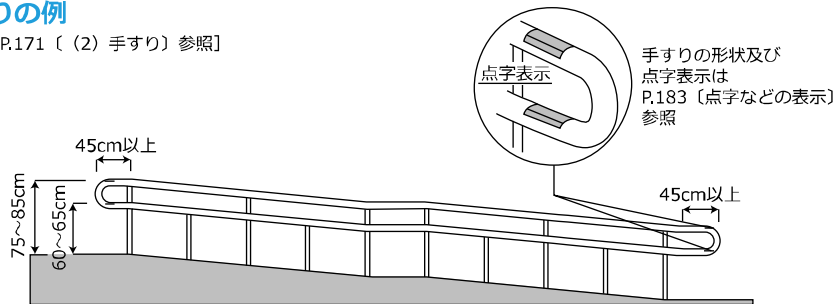
通路全幅が傾斜路の場合



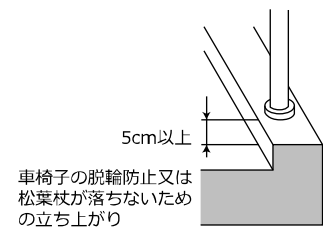
⚠ 手すりは、踊場も含め連続して設けることが望めます。

手すりの例

[P.171 (2) 手すり] 参照]



縁部の立ち上がり



案内表示

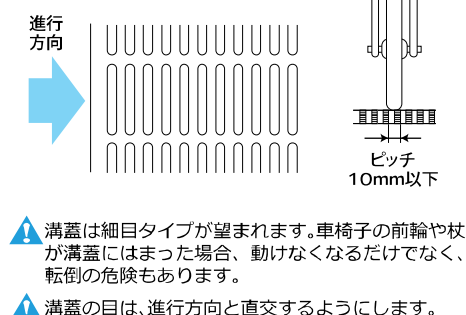
⚠ 敷地が広い場合など、遠くからでも傾斜路の設置場所がわかりやすいように案内表示をします。



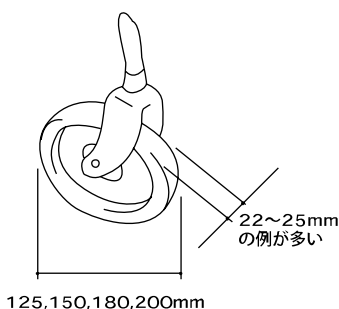
⚠ 車椅子利用者用の便所と間違えることがあるので、文字による説明を付けることが望めます。

排水溝の蓋

蓋構造



車椅子の前輪(キャスター)



白杖の寸法



1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口①

設計のポイント

廊下等は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全に通行できることが必要です。

また、各室の出入口は、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

□車椅子等の通行のしやすさに留意し、有効幅員の確保・戸の構造・段を設けないことに配慮が必要です。

□廊下では、室内に比べて移動の速度も比較的早く、また、小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気づかず、つまずいたり、踏み外したりして危険です。

整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。
- 3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の廊下等(廊下その他これに類するもの^②)をいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
 - イ 幅は、内法を120cm以上^③とすること。
 - 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる^④場所を設けること。
 - ハ 高低差がある場合においては、(2)の項に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑤その他これに準じた構造の昇降機を設けること。
 - ニ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- 4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項に定める構造とすること。
- 5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。

■ 基準の解説

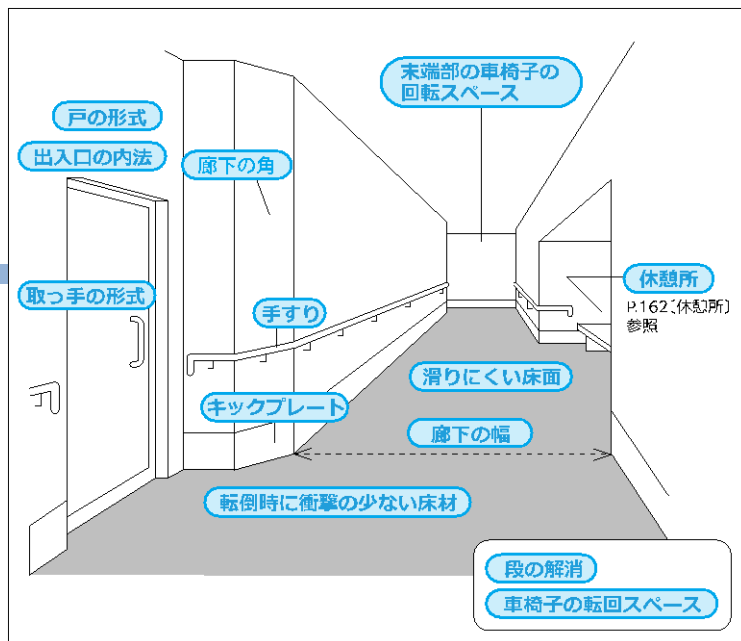
① 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。[P.169〔(1) 床(路面)仕上げの目安〕参照]

② 建築物の出入口から利用目的となる室までの経路部分で、廊下の他、エントランスホール(エレベーターに至る経路も含みます。)などのことです。

③ 通路を車椅子や松葉杖使用者が通行しやすく、車椅子と横向きの人がすれ違える寸法です。

④ 車椅子が180°方向転換できるスペースは、[140cm×140cm]以上です。

⑤ [P.91〔(10) 特殊構造昇降機〕参照]



さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

廊下等

- 1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 2) 段を設ける場合には、当該段は、(4)「階段」(P.60 参照)に定める構造に準じたものとする。
- 3) 直接地上へ通ずる(1)「出入口」1) (P.45 参照)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)「出入口」1) に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の(1)「出入口」2) に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法を **180cm** (廊下等の末端の付近及び区間 50m 以内ごとに 2 人の車椅子使用者がすれ違うことができる場所を設ける場合にあっては、**140cm**) 以上とすること。
 - ロ 高低差がある場合には、5) に定める構造の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機を設けること。
 - ハ 「出入口」に定める構造の出入口並びに(9)「エレベーター」2) 又は 3) (P.88 参照)に定める構造のエレベーター及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
 - ニ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合には、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
 - ホ 特定建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。
- 4) 直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあっては、そのうちの 1 以上の出入口) から受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
- 5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、内法を **150cm** (段を併設する場合にあっては、**120cm**) 以上とすること。
 - ロ 勾配は、**12分の1** を超えないこと。
 - ハ 高さが **75cm** を超える傾斜路にあっては、高さ **75cm** 以内ごとに踏幅 **150cm** 以上の踊場を設けること。
 - ニ 高低差が 16cm を超える傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色との明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。
 - ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

出入口

不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。

- イ 幅は、内法を **90 cm** 以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造のものとする。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

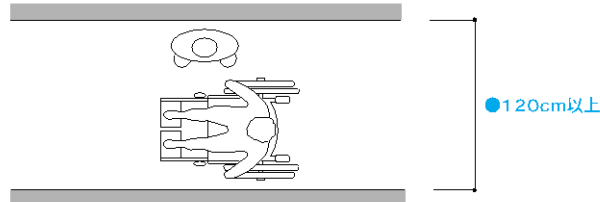
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

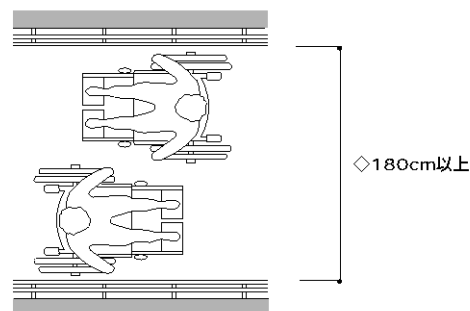
⊗ 注意マーク

廊下の内法

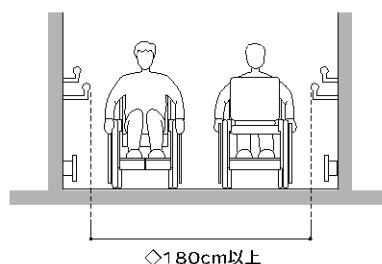
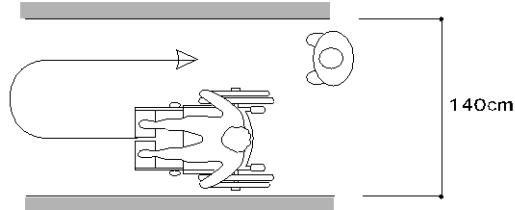
車椅子や松葉杖使用者が通行しやすい寸法
人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法



幅 180cm : 車椅子同士がすれ違える寸法

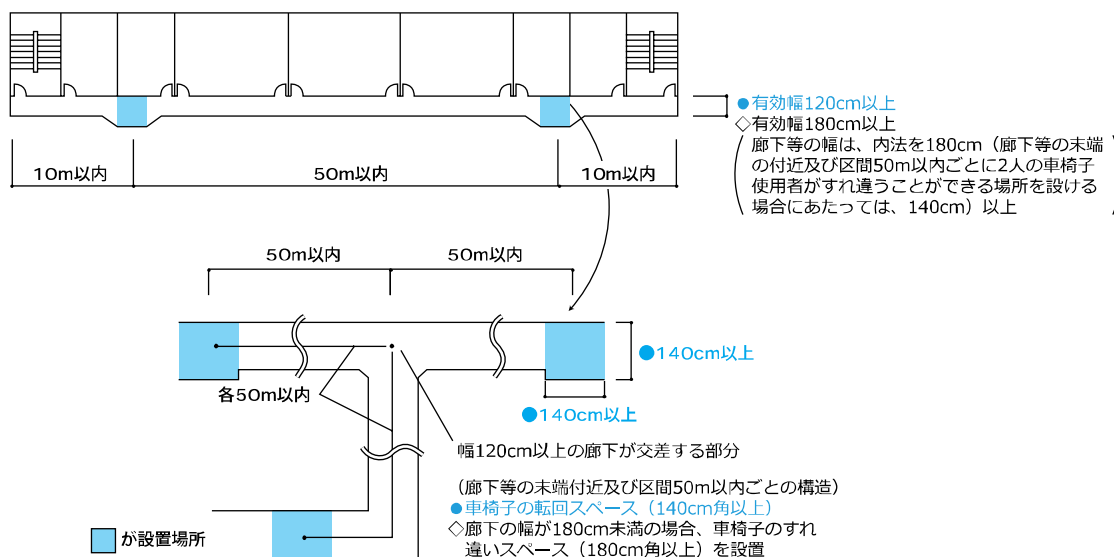


(参考)
幅 140cm : 車椅子が転回(180°方向転換)できる寸法

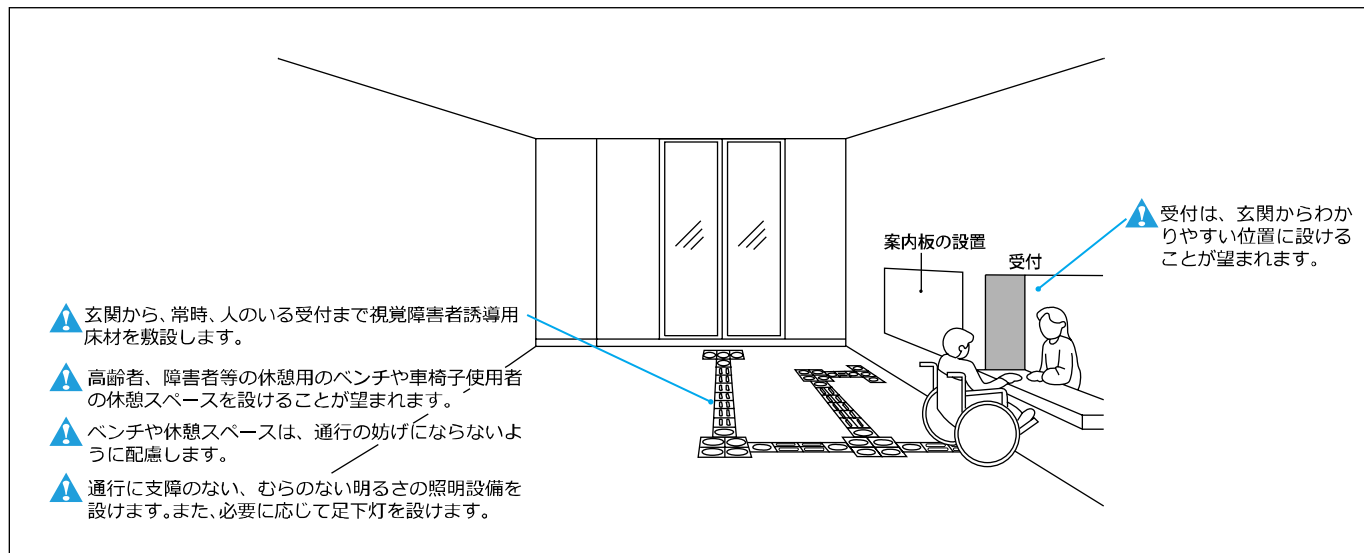


- ▲ 廊下等には柱型等の突出物をできるだけ設けず、消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設けよ。
- ▲ 床から高さ 65 cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を 10 cm 以下とします。

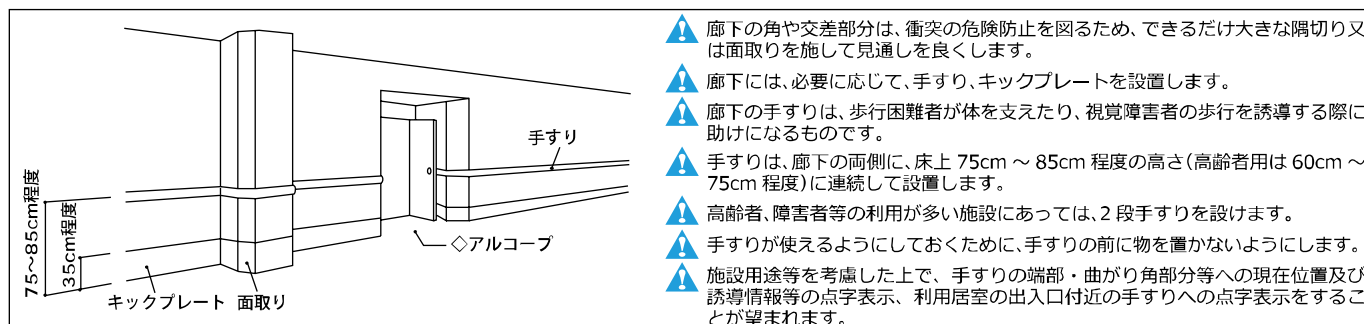
車椅子転回スペースの設置例



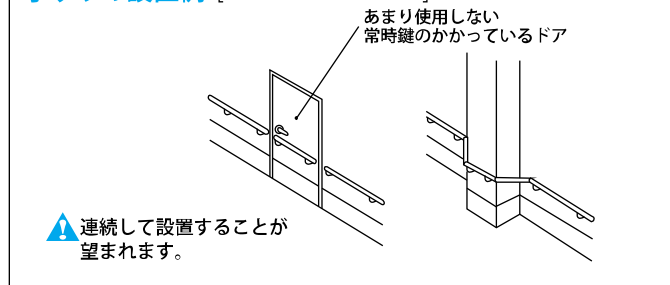
出入口から受付までの廊下等の整備例



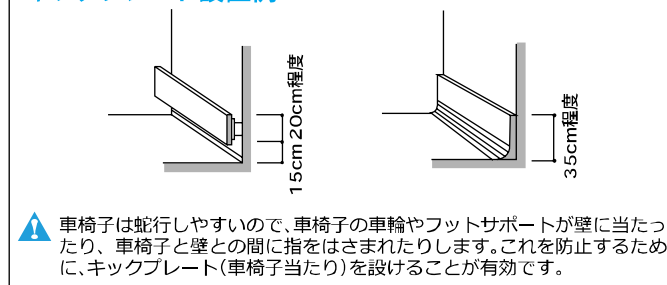
廊下の整備例



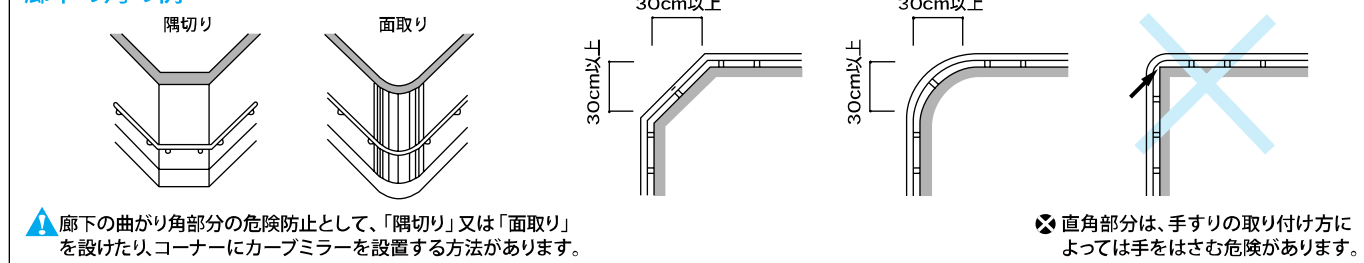
手すりの設置例 [P.171(2)手すり参照]



キックプレート設置例



廊下の角の例



1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口③

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

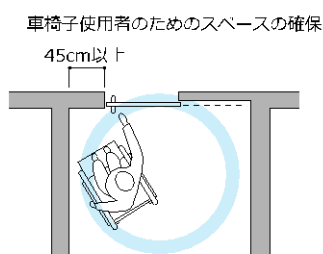
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

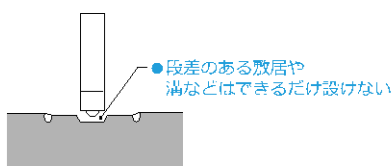
戸の形式

▲ 戸の形式は利用状況に応じて適宜選択しますが、自動ドア、吊り戸式引き戸、引き戸、開き戸（内開き）の順に望まれます。

引き戸の形式

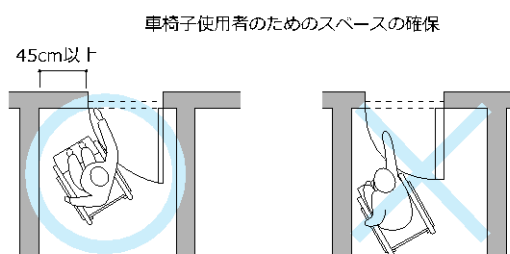


- ▲ 引き戸は、原則として室内側に取り付けます。
- ▲ 引き戸の形式は、上吊り式で軽快に開閉できるものとし、通常の引き戸にする場合は、敷居の溝などの凹凸はできるだけ生じないものとし、ます。
- ▲ 引き戸は、通過する際に体の向きをかえたり引き下がったりする必要がないため、高齢者、障害者等にとって通過しやすい形式です。



- 戸の前後に水平部分を設けること（140cm以上）

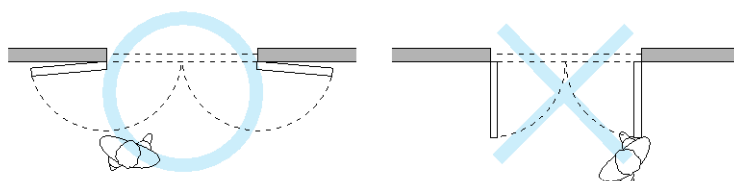
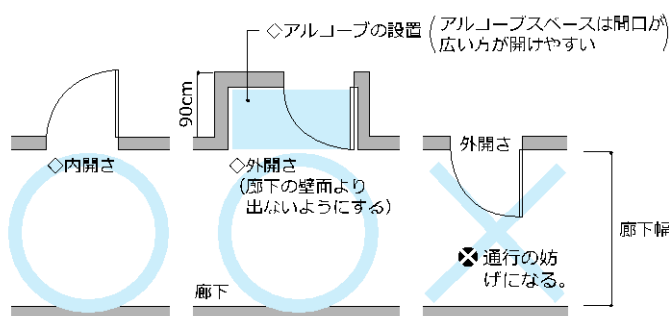
開き戸の形式



⊗ 車椅子が寄り付けるスペースがないと開閉が難しくなります。

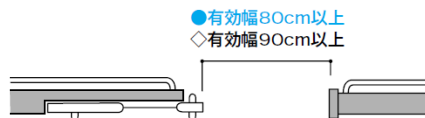
- ▲ 取っ手側の袖壁部分に車椅子使用者が寄り付くための空間を 45 cm 以上確保します。
- ▲ 閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックを設置し、軽く緩やかに開閉するように配慮します。

- ▲ 開き戸は、原則として内開き（室内側への開き）とします。やむを得ず外開き（廊下側への開き）とする場合は、アルコーブを設置します。

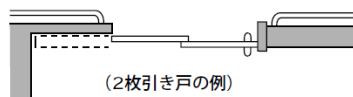


出入口の内法

引き戸

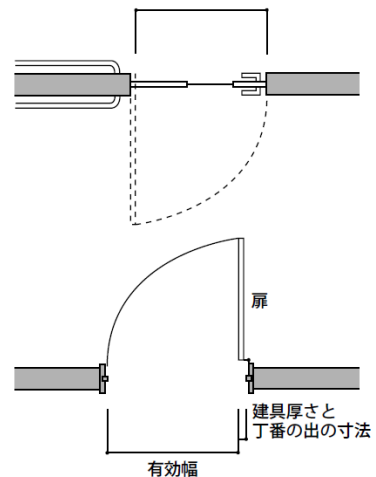


戸の引き込みしろがない場合



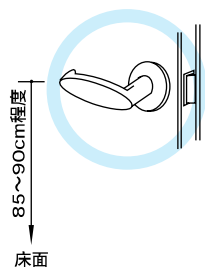
開き戸

●有効幅80cm以上
◇有効幅90cm以上

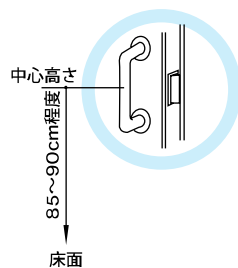


取っ手の形式

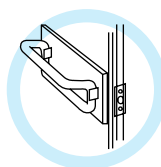
レバーハンドル



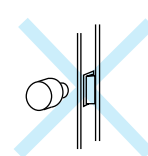
棒状



パニックバー



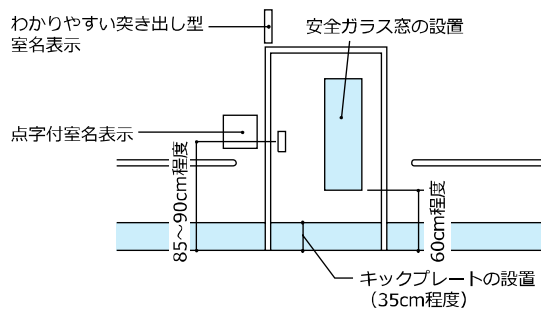
握り玉



✕ 握る、回す、押す(引く)の動作が必要となるため手や上肢の不自由な方に使いづらい形式です。

- ⚠ 取っ手の形式は、引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドル式のものが使いやすい。
- ⚠ 取っ手の取り付け位置は、中心が85 cm ~ 90 cm程度とし、施設全体で統一的な高さに設置します。
- ⚠ 補助取っ手を付けることが望まれます。

出入口付近の寸法



- ⚠ 各ドアには、床上35cm程度の高さまでキックプレートを設置します。
- ⚠ ドアの開閉を安全に行うために、ドアの反対側にいる人物やものなどの動きがわかるように、車椅子使用者にも確認できる高さ(床上60 cm程度の位置を下端とする)に安全ガラスを入れることが望まれます。

1 建築物

(4) 階 段①

設計のポイント

階段の昇降は、高齢者、障害者等にとって大きな負担であるとともに、転落や転倒事故が起こりやすい危険性が高い場所であり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮することが必要です。

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上がりやすい勾配であるとともに、松葉杖の使用や介助等の可能な幅の確保が必要です。
- 回り段は避け、直階段や折れ階段とします。さらに、つまずいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置が必要です。
- また、視覚障害者への配慮から、階段手前には段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すりの端部には点字表示などの触覚表示が必要です。

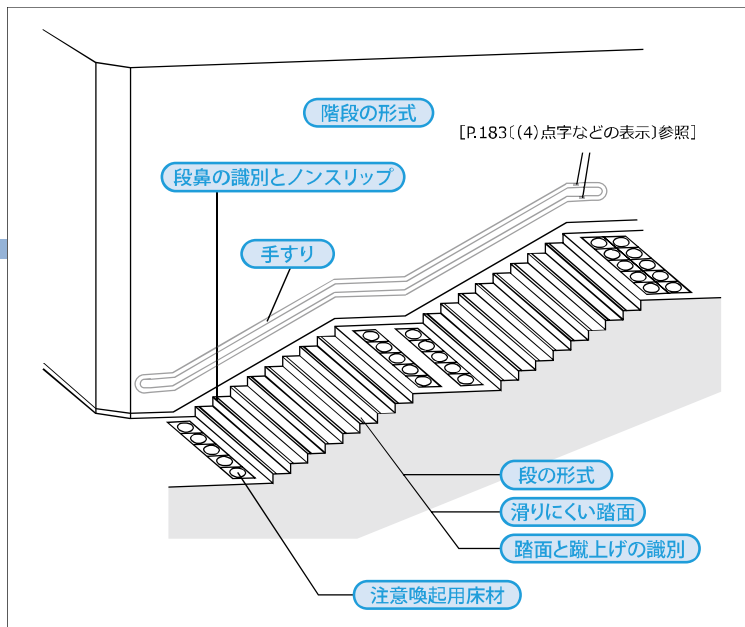
整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

- イ 手すり^①を設けること。
- ロ 主たる階段^②には、回り段^③を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合^④は、この限りでない。
- ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^⑤で仕上げること。
- ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑥又は踏面の先端部^⑦とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑥により段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造^⑧とすること。



■ 基準の解説

- ① [P.171 [(2) 手すり] 参照]
- ② 主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいいます。
- ③ 回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設け、踏面の幅が異なるものをいいます。回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏みはずす危険があります。また、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失うことがあるため危険です。
- ④ 構造及びスペースの関係上やむを得ないような場合をいいます。
- ⑤ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.169 [(1) 床（路面）仕上げの目安] 参照]
- ⑥ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。
[P.174 [(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照]
- ⑦ 段鼻のことです。
- ⑧ 蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいいます。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

階段

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該特定建築物が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次のイからトまでに定める構造）とすること。

- イ 幅は、内法を **140cm** 以上とすること。
- ロ 蹴上げの寸法は、**16cm** 以下とすること。
- ハ 踏面の寸法は、**30cm** 以上とすること。
- ニ 両側に手すりを設けること。
- ホ 主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ト 踏面の色と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- チ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

1 建築物

(4) 階段②

整備例

●条例による整備基準

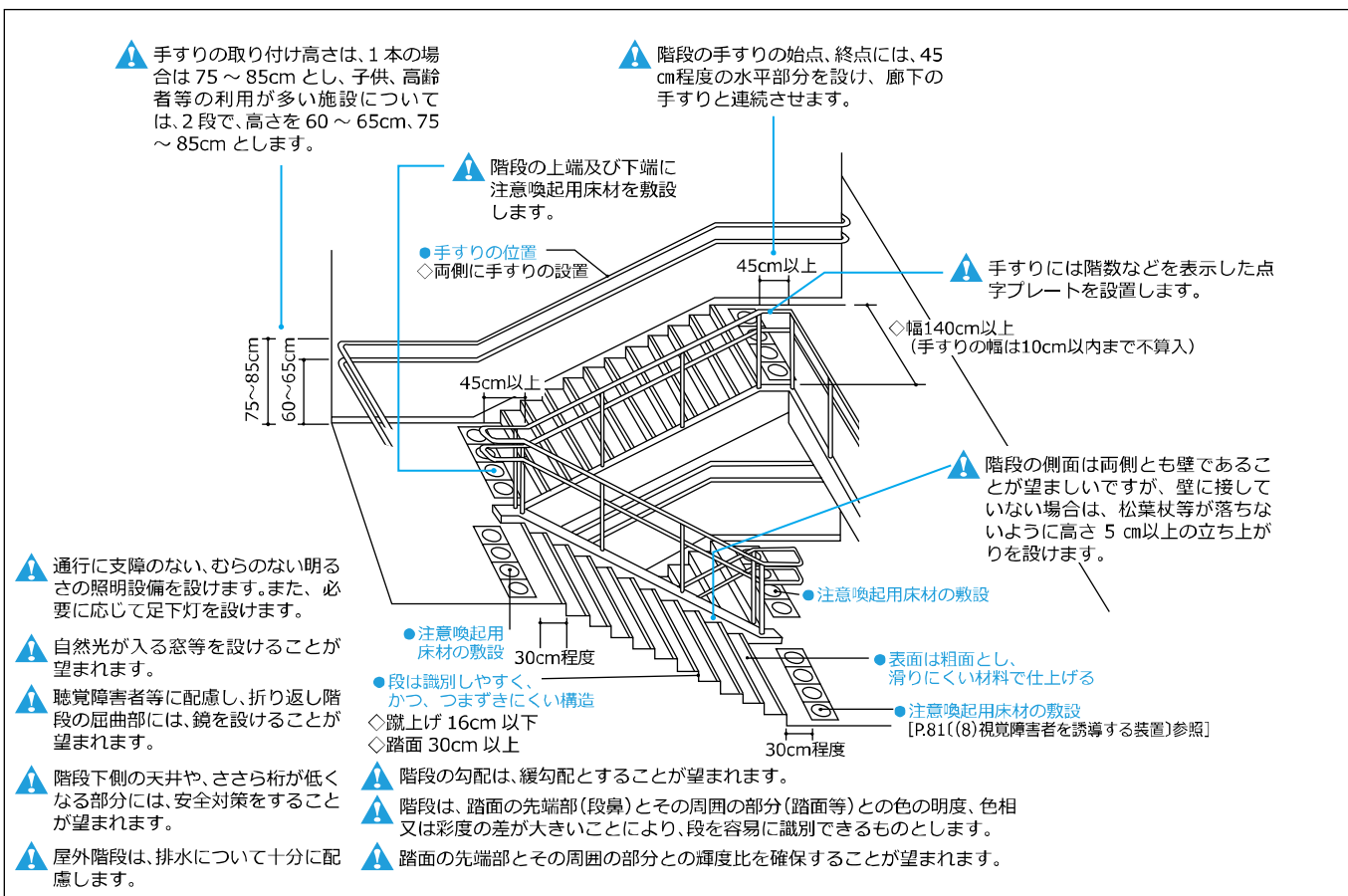
◇バリアフリー法による 建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

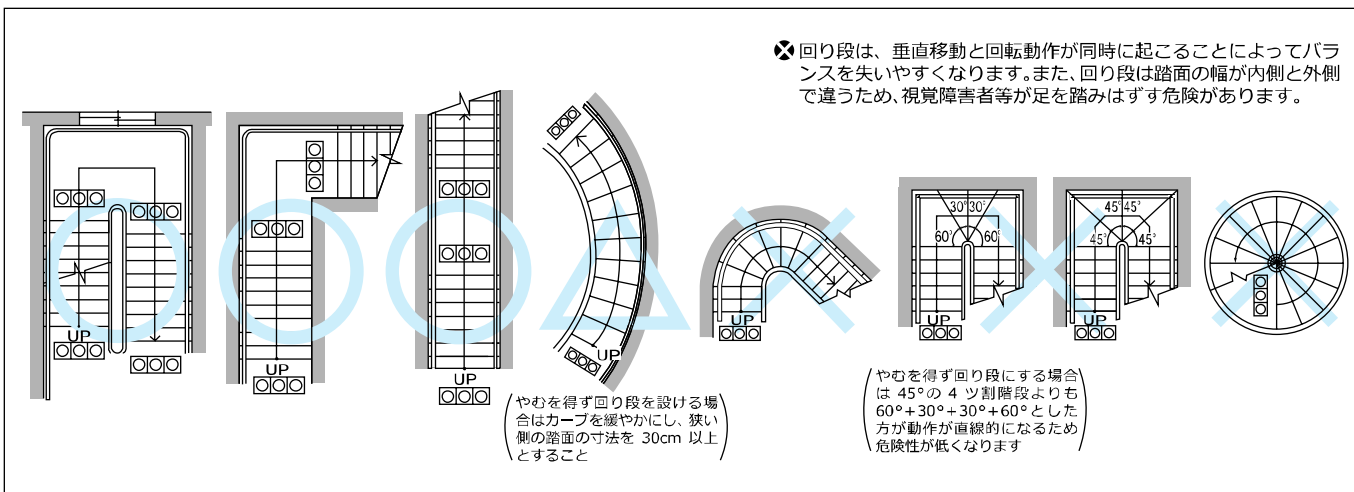
 参考事例等

⊗ 注意マーク

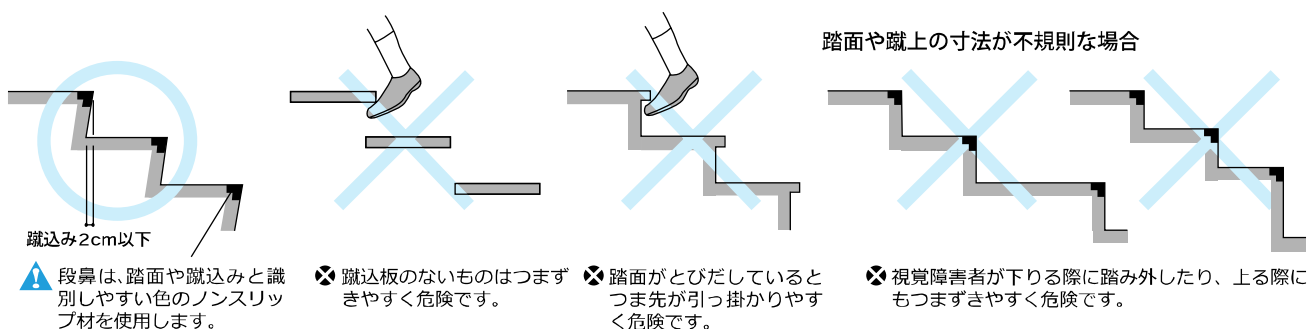
階段の整備例



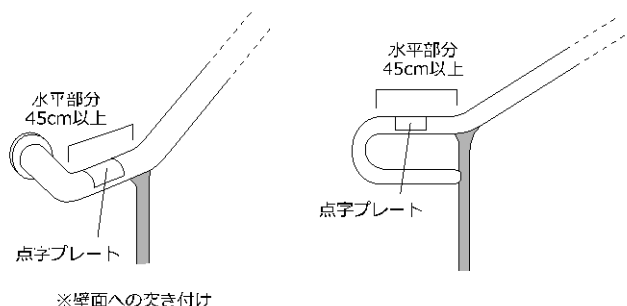
階段の形式



段の形式

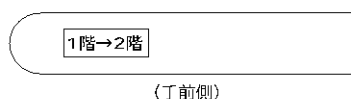


手すりの形状 [P.171〔(2) 手すり〕参照]



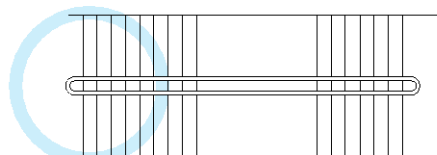
- ⚠ 階段の始点(終点)及び現在位置を歩行者に知らせるために、水平部分を取り、点字プレート等を設ける。また、始点(終点)はバランスをくずしやすいので水平部分は、45cm以上とします。
- ⚠ 袖口等が引っ掛からないように手すりの端部は壁面又は下方向に曲げます。

点字プレート(上から見た図)

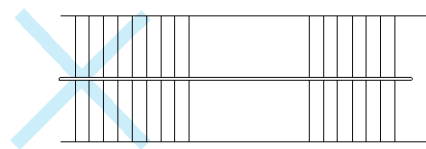


- ⚠ 点字プレートは一番手に触れやすい場所で大井に向いて上又はやや壁寄りになるように貼ります。(視覚障害者の多くは、手すりを握るよりも手すりの上面に手を沿わせて歩くことが多い)
 - ⚠ 点字は左から右に読みます。
 - ⚠ 点字シールは剥がれやすいのでメンテナンスが必要です。
- 記載例は[P.185〔(4)点字などの表示〕参照]

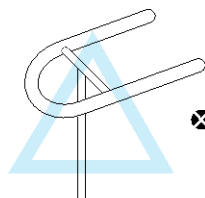
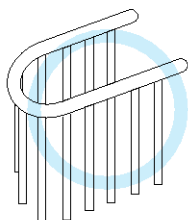
階段の幅員の広い場合の手すりの設置例



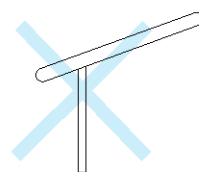
- ⚠ 階段中央に手すりを設置する場合、視覚障害者の衝突に配慮して手すりの端部を曲線などにします。



- ✕ 手すりの端部が曲線でない場合、衝突した場合の衝撃が大きくなります。



- ✕ 手すりを持ち出した支柱では視覚障害者が白杖で認識するのが難しくなり、ぶつかりやすくなります。



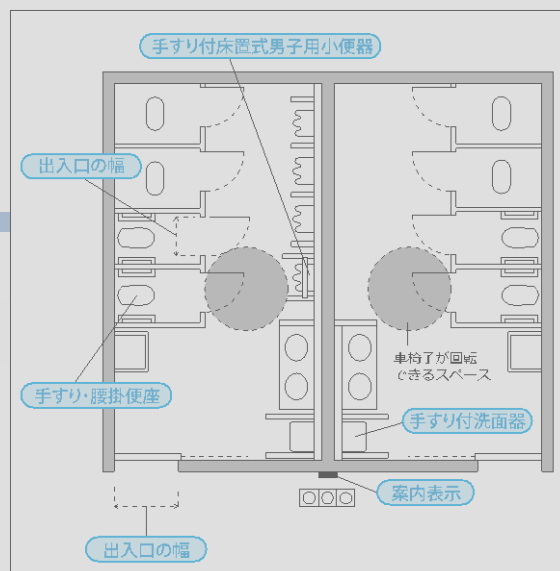
1 建築物

(5) 便 所①

設計のポイント

車椅子使用者用便所の設置の他に一般用便所においても、1 以上の便所を車椅子使用者以外の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにする必要があります。

- 便所に至る経路は、高齢者や杖使用者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げるなどなどの配慮が必要です。
- 乳幼児連れの利用を考慮し、乳幼児椅子などを備えた便所が必要です。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 視覚障害者への配慮から、案内板や便所入口の壁面に便所の位置や便所内の配置及び男女の別を表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 多数の者が利用する便所を設ける階（（6）「車椅子使用者用便所」の④車椅子使用者用便所です。座は、和式便器に比べ無理なく着座上がりができます。は、着座時に体を支えるとともに立つ時に「握る」「肘を掛ける」等の動作の補助として有効です。[P.171「(2) 手すり」参照]）
項に定める構造の便所^①が、**※2025 改訂マニュアル参照**
ては、腰掛便座^②、手すり^③を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すり^④が配置されている床置き式の小便器^⑤、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。
④男子用小便器の手すりは、歩行困難者が前や横に体を預けるために利用されます。
⑤床置き式の小便器は、尿だれの汚れ防止や装着尿器の使用者、子供の使用等、様々な人の使い勝手を考慮したものです。
※装着尿器：脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と畜尿器でできており、畜尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。
- 3 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具^⑥を設けた便所がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
⑥オストメイト対応の水洗器具です。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

- 1 多数の者が利用する便所を設ける階（車椅子使用者用便所が近接するものを除く。）においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便所がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階には、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所を1以上設けること。
- 3 多数の者が利用する便所を設ける階においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

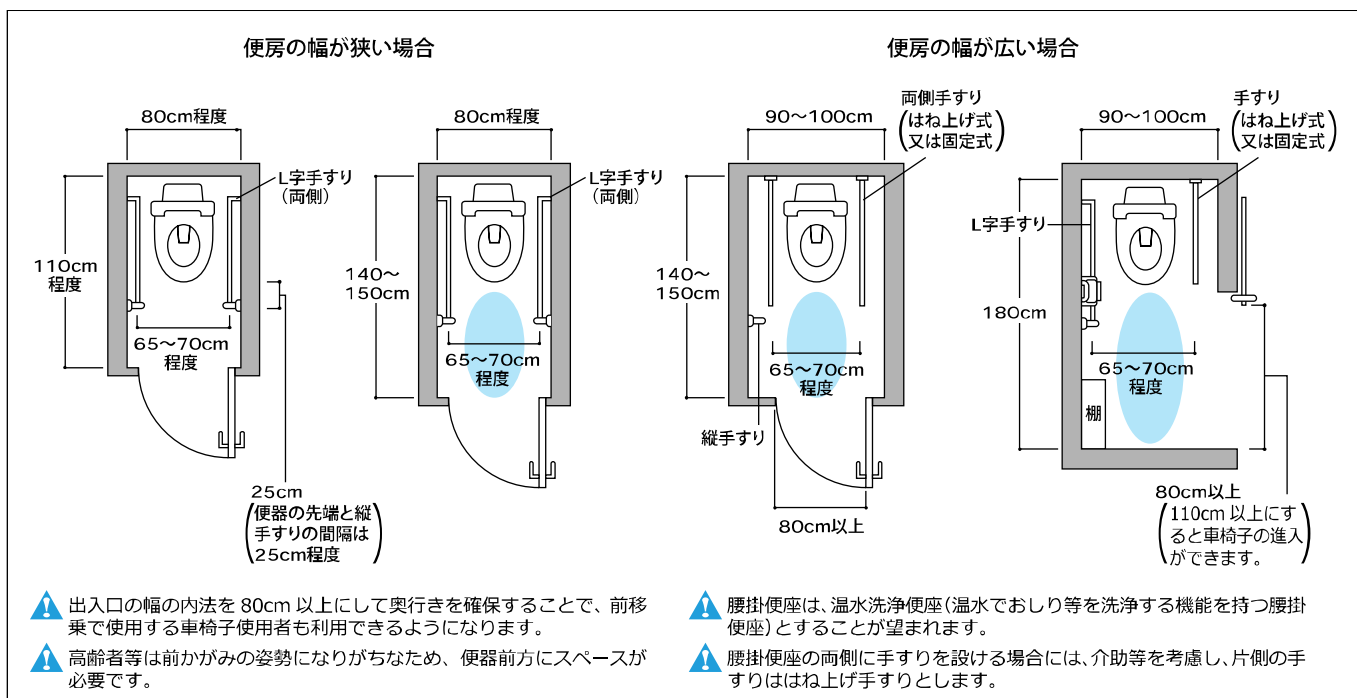
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

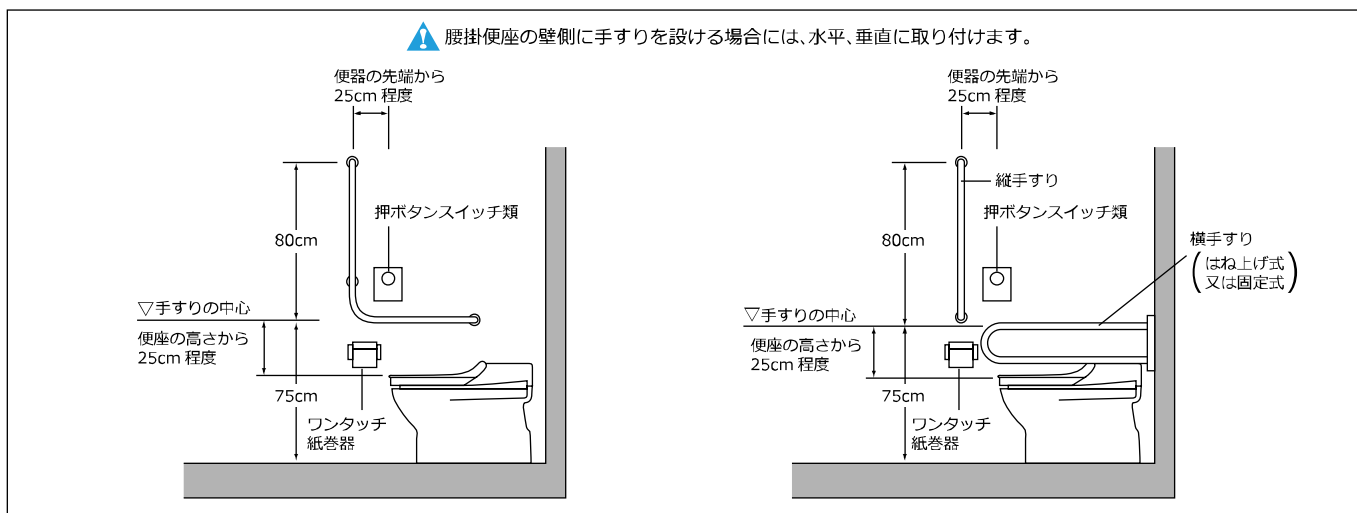
⊗ 注意マーク

- ▲ 手すり付きの便房は便所の出入口にできるだけ近い位置に設けることが望めます。
- ▲ 手荷物等を置くことができる棚や、服等を掛ける金具を設けることが望めます。
- ▲ 便房内の手すりは、高齢者などの足腰の弱っている人の立ち座りを補助したり、用便中の姿勢を安定させるために設けます。
(両側の壁が近い場合は両側にL字手すりを付けることが望めます。)

一般便房の設置例



一般便房の手すり(L字型)の設置例

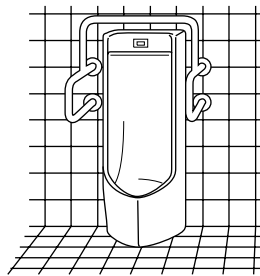


1 建築物

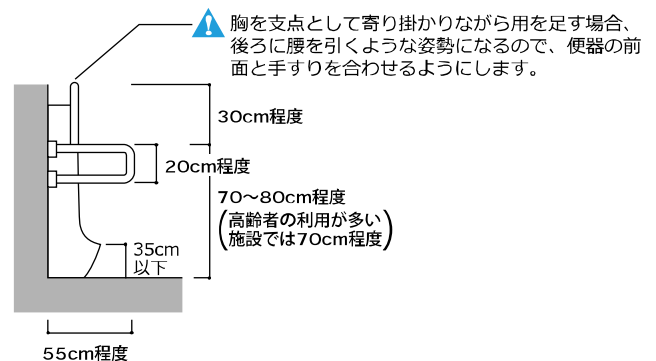
(5) 便 所②

手すりの例

男子用小便器の手すりの設置例

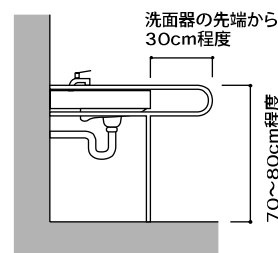
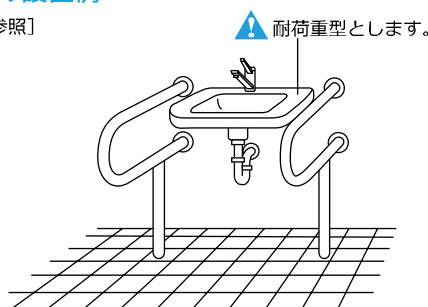


使用例は[P.78(6)車椅子使用者用便房]参照



洗面器の手すりの設置例

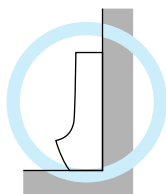
[P.107(17)洗面所]参照



歩行困難者が手すりや洗面器に体を預けて利用します。
使用例は[P.78(6)車椅子使用者用便房]参照

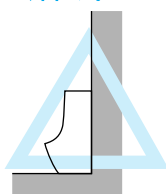
男子用小便器の例

床置き式A



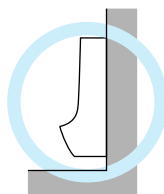
- 床置き式は大人も子供も利用できます。
- 小便器の前の床には段差をつけないようにします。

床置き式C



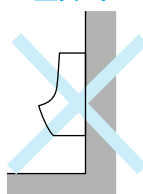
- 小便器の上部の高さが低いものは、視覚障害者が手で触れると不潔なことから便器の位置を確認しにくいものです。

床置き式B



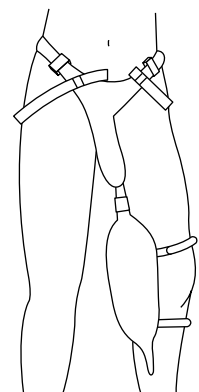
- 清掃しやすい、低リップ型(床置き式B)の小便器。

壁掛式



- 壁掛式は、装着尿器の使用者や子供が排泄できない場合があります。

装着尿器の例



脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と蓄尿器できっており、蓄尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。

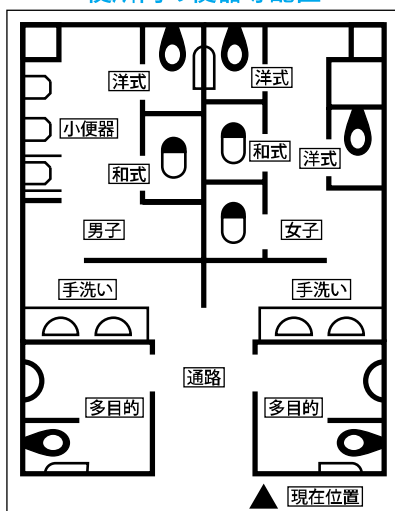
案内表示例

- ▲ 視覚障害者は、便所の男女の区別や便器の配置がわからないため、触知図による案内表示が望めます。
- ▲ 壁面に取り付ける場合は中心までの高さを 120cm 程度とします。
- ▲ 視覚障害者用案内表示板を設ける場合は、その手前に注意喚起用床材を設置します。

視覚障害者用案内表示（点字表示板）例

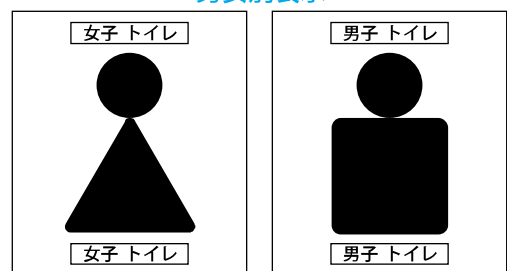
[P.183(4)点字などの表示]参照]

便所内の便器等配置



- ▲ 文字の部分を点字で表示します。

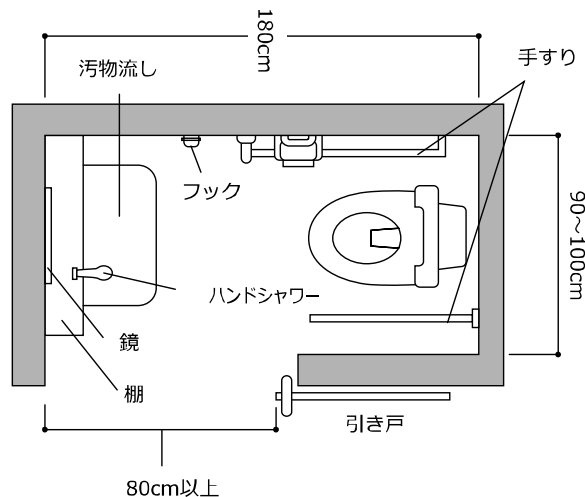
男女別表示



- ▲ 点字を読めない視覚障害者にもわかるよう、マークを浮きあがらせたり、色分けをして、男女の区別がつくようにします。
- ▲ 文字の部分を点字で表示します。
- ▲ 男女が共用できる位置に設けた便所の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望めます。

オストメイト対応設備

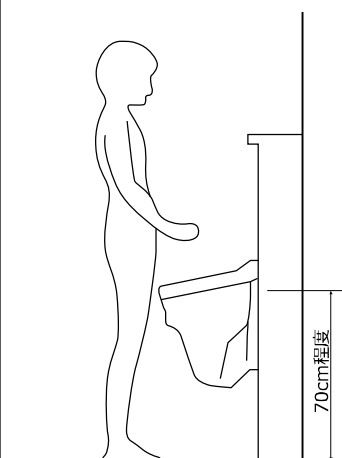
- 汚物流し
 - ・パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに捨てる必要があるため、汚物流しを使用します。
 - ・このときに、パウチや腹部を洗浄するために、ハンドシャワーが必要です。
- ハンドシャワー
 - ・ハンドシャワーの止め金の位置が高すぎると、操作開始時に周囲に水をまき散らす恐れがあるので、未使用時は汚物流しの中に噴射する位置に取り付けます。
 - ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望めます。
- 衣類掛けフック
 - ・パウチの汚物を処理する際に脱いだ衣服を掛けておくフックを設けることが必要です。
- 換気扇
 - ・排泄物のおいさをなるべく早く消すために、汚物流しの上部に換気扇の設置が望めます。
- 鏡
 - ・使用後に身だしなみを確認するため、全身が確認できる鏡の設置が望めます。(車椅子使用者用の鏡と兼用可)



(設置上の留意点)

- ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設（公衆便所等）に設けることは好ましくありません。

●汚物流し（オストメイトに配慮した設備）



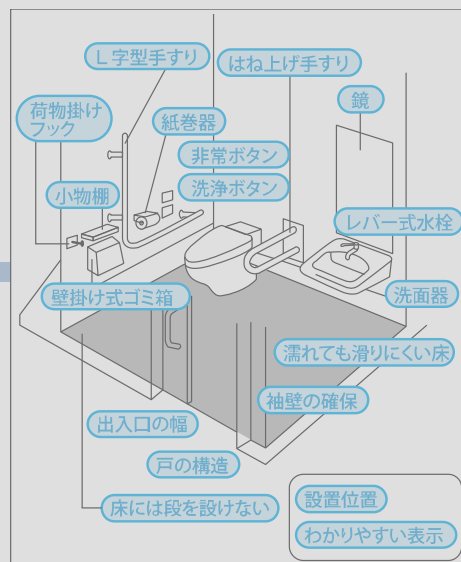
1 建築物

(6) 車椅子使用者用 便房①

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。したがって、車椅子使用者が利用できるスペースを確保した便房をわかりやすく、利用しやすい位置に設置することが必要です。

- 玄関ホール等のわかりやすい位置に車椅子使用者が利用可能な便房の位置を示す情報提供を行うとともに、一般の人も利用できるよう、一般便所と一体もしくは近くに設けることが望まれます。
- 便房に至る経路は、高齢者、障害者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げにすることなどの配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児椅子などを備えた便房が必要です。(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。
- 劇場・競技場等の客席・観客席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物（第二種保健施設等を含む。同住宅を除く。）】

■ 整備基準

※2025 改訂マニュアル参照

基準の解説

多数の者が利用する便所を設

合する便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**十分な床面積^①**が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。

ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、**内法を 80cm 以上^②**とすること。

ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^③**とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^④**とすること。

ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。

ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。

ト 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**位置及び高さに配慮した鏡^⑤**が設けられていること。

チ **車椅子使用者用である旨^⑥**を見やすい方法で表示すること。

① 必要な便器、手すり、機器等を配置し、原則として便房内で車椅子が回転できるスペース（直径 150cm の円）を確保できる広さです。

② 内法 80cm 以上とは、車椅子が通過できる寸法です。（車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望まれます。）

③ 引き戸及び自動引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は、便房内の動作を考慮して外開き戸とします。車椅子使用者が通過しにくい重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。

④ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.169 〔(1) 床（路面）仕上げの目安〕参照]

⑤ 車椅子使用者が全身の身づくろいを確認できるように設置します。

⑥ 車椅子での使用の他、誰でもが使いやすいものである旨を表示します。[P.69、73 〔(6) 車椅子使用者用便房〕参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

多数の者が利用する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める基準に適合する便所を設けること。

- イ 当該階に設けられる車椅子使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が 200 以下の場合にあっては、その総数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が 200 を越える場合にあっては、その総数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とすること。
- ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。
- ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。
- ニ 車椅子使用者用便房のない便所は、車椅子使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車椅子使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が 1 以上ある場合においては、この限りでない。

整備例

● 条例による整備基準

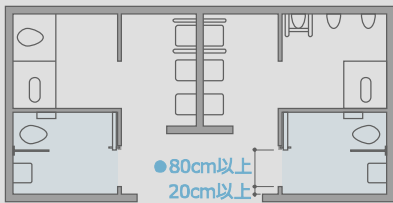
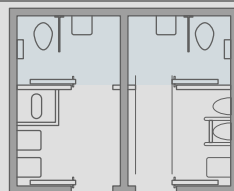
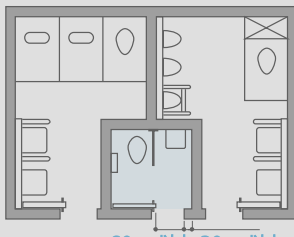
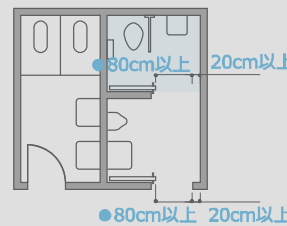
◇ バリアフリー建築物

※2025 改訂マニュアル参照

⚠ 参考事例等

⚠ 注意マーク

車椅子使用者用便房のレイアウトプラン例

整備例	①男女別（手前）		②男女別（奥）	
				
特色	⚠ 2カ所以上設ける場合は片側型で、左右対称のプランを設けることが望まれます。 ⚠ 介助者が異性の場合を考慮して、出入口はできるだけ廊下に近い位置に設けます。 ⚠ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。		⚠ 便所の奥にあると、異性が介助しにくくなります。 ⚠ 入口に車椅子便房の配置プランを表示するとわかりやすくなります。	
整備例	③男女兼用		④男子便所のみ	
				
特色	⚠ 1カ所しか設けない場合でも片側型が望まれます。 ⚠ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転換できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。		⚠ 男子便所の奥のみにあるために、女性利用者や女性介助者が利用しにくくなります。（女子便所にのみ設ける場合も同じ） ⚠ 男子又は女子便所の一方のみと車椅子使用者用便房を兼ねることは望ましくありません。	

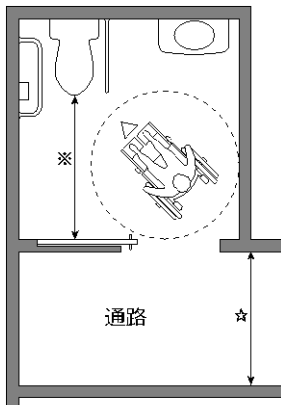
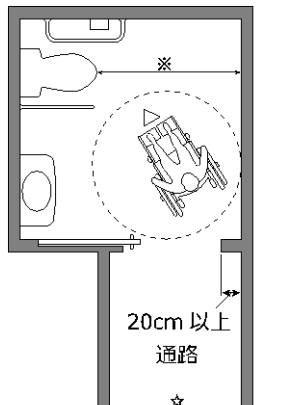
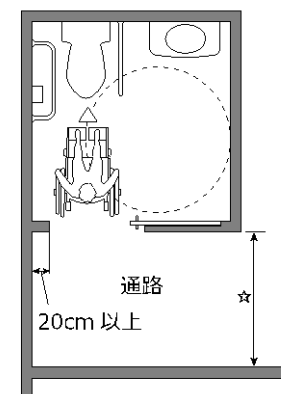
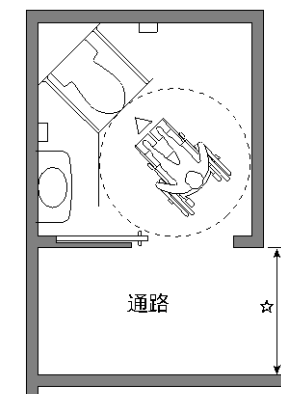
IV

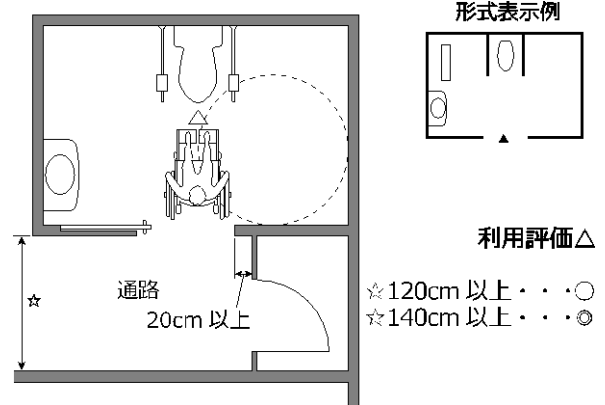
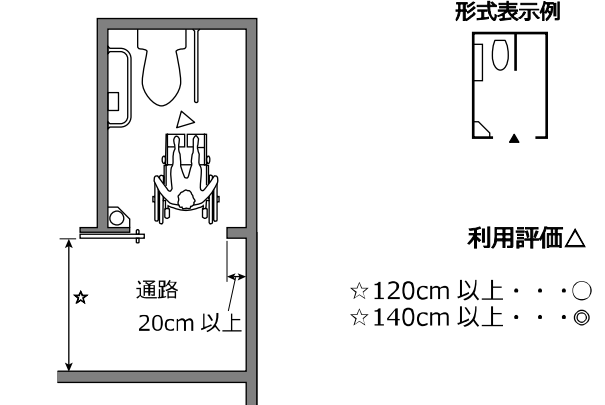
1 建築物

1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房②

車椅子使用者用便房のタイプ別特性 便房のタイプが外からわかるように、戸や出入口付近に表示することが望めます。

共通事項	前面の通路は、車椅子のすれ違いや転回に配慮し、内法 140cm 以上が望めます。また、突き当たりの車椅子使用者用便房で、そで壁が 20cm 程度の場合は、扉の開けやすさを考慮し、通路の内法を 140cm 以上とすることが望めます。			
整備例	①片側型（対角配置・便器正面）		②片側型（対角配置・便器横向き）	
	 形式表示例 一般的な施設に設けた場合の利用評価（以下、同じ） ※125cm 以上・・・○ ※140cm 以上・・・◎ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 通路		 形式表示例 利用評価 ※125cm 以上・・・○ ※140cm 以上・・・◎ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 20cm 以上 通路	
寸法	標準的な内法寸法 220cm×220cm			
長所	▲壁側に垂直手すりがあるため、車椅子から立ち上がって便房に移乗しやすくなります。 ▲便房に向かって片側からのアプローチ、介助がしやすくなります。 ▲車椅子使用者用便房を 2 力所以上設ける場合は、左側便器、右側便器の両方を設けることが望めます。 ▲左側便器と右側便器の優先度は特にありません。			
短所	❖便器正面に空間（125cm 程度）がない場合は、正面からアプローチして利用するときに切り返しが難しくなります。			
整備例	③片側型（正面配置）		④斜め型	
	 形式表示例 利用評価○ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 通路 20cm 以上		 形式表示例 利用評価△ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 通路	
寸法	標準的な内法寸法 200cm×200cm		標準的な内法寸法 210cm×210cm	
長所	▲比較的狭いスペースで設置が可能です。 ▲壁側に垂直手すりがあるため、車椅子から立ち上がって便器に移乗しやすくなります。 ▲便房に向かって片側からのアプローチ、介助がしやすくなります。 ▲車椅子使用者用便房を 2 力所以上設ける場合は、左側便器・右側便器の両方を設けることが望めます。 ▲左側便器と右側便器の優先度は特にありません。		▲左右どちらからでもアプローチ、介助が可能です。	
短所	❖斜めからアプローチする場合に車椅子の切り返しが必要です。 ❖便器の正面に出入口があるため落ち着いて利用しにくくなります。		❖左右のスペースが狭く、車椅子を斜めからつける範囲が限られるため、車椅子使用者や介助者に負担がかかります。 ❖垂直手すりがいないため、自力で車椅子から立ち上がって便器に移乗する動作が難しくなります。 ❖壁面に取り付ける洗浄ボタン、紙巻器、非常用ボタンに手が届きにくくなります。	

	⑤中央型	⑥小型
整備例		
寸法	標準的な内法寸法 200cm×300cm	標準的な内法寸法 200cm×140cm
長所	▲左右どちらからでもアプローチ、介助が可能です。 ▲幅広い障害に対応できます。 ▲車椅子を真横につけられるため、介助者の負担が少なくなります。	▲既存改修など、スペースが確保出来ない場合の最低限のプランです。
短所	✖左右のスペースが狭く、車椅子を斜めからつける範囲に限られるため、車椅子使用者や介助者に負担がかかります。 ✖垂直手すりがないため、自力で車椅子から立ち上がって便器に移乗する動作が難しくなります。 ✖壁面に取り付ける洗浄ボタン、非常用ボタンに手が届きにくくなります。 ✖紙巻器を可動手すりに取り付けるため利用しにくくなります。	✖便房内の回転が困難であるため、自立度が高い人しか利用できません。 ✖介助が困難です。 ✖方向転換ができないため、戸の開閉が困難です。

車椅子使用者用便房の使用動作と配置プランの考え方

1 使用動作の整理

①多くが便器に対し斜め 45 度からアプローチをし、立ち上がって便器に移乗する

(主な動作例)

- ・車椅子使用者用便房の利用者の多くが、
 - ①可動手すりをはね上げて（または開いて）空間を確保し、
 - ②便器に対しほぼ斜め 45 度に車椅子をつけ、
 - ③L 型手すりの垂直部分につかまって立ち上がり、
 - ④身体の向きをかえながら腰を下ろします。
- ・介助を受ける場合も、この動作に近い動き方が一般的です。
- ・この立ち上がりから便器への座位までの一連の動作では、姿勢の高さが変化するため垂直方向の手すりが必要になります。
- ・片側型のプランでは、便器を片側に付けることにより、L 字型手すりの設置が可能となり、利用者の動作の安全性と自立度が向上します。
- ・斜め型や中央型のプランでは、垂直方向の手すりがないため、便器への移乗に介助が必要な人が出てきます。

②便器の真正面からアプローチをして、正面からまたがって使用する場合（少数）

(両下肢・両上肢の力が弱い人の動作例)

- ・車椅子使用者のうち、両下肢・両上肢の力が弱い人では、垂直手すりを使用して立ち上がり、身体の向きを変えることが困難なため、
 - ①車椅子を便器正面につけ、
 - ②L 型手すりの水平部分と可動手すりに両腕を乗せるようにして、
 - ③そのままの向きで車椅子から便器へ腰をずらして便器にまたがります。
- ・この動作では、便器に対し真正面にアプローチができること、両腕に力が入りやすいよう両側の水平手すりの間隔と高さ配慮が必要です。
- ・斜め型や中央型のプランで手すりに紙巻器を取り付けたものは、正面から便器にまたがる際に邪魔になるため、移乗が難しくなります。

③便器に移乗せずに使用する場合（少数）

（集尿器具装着者の動作例）

- ・ 脊髄損傷で排泄機能に障害があるため集尿器具を下肢に装着し、溜まった尿を便器に流すために便器を使用する人では、移乗動作は行わず、
 - ①可動手すりをはね上げて（または開いて）空間を確保し、
 - ②便器の横に車椅子をできるだけ接近させ、
 - ③集尿器具を便器まで伸ばして尿を処理します。
- ・ この動作では、車椅子を便器に横付けするための空間が必要となるため、可動手すりが必要です。

（自己導尿を行う人の動作例）

- ・ 脊髄損傷で集尿器具を装着せずに排泄器具を使用して自己導尿（自律的排尿が困難なため、カテーテルを挿入して行う排尿）を行う人では、
 - ①車椅子を便器正面につけ、
 - ②両下肢を開いて自己導尿を行います。
- ・ この動作では、便器に対し真正面に車椅子をつける空間の確保が必要です。また、自己導尿を行う際、器具等の小物を置くことのできる棚があると使用しやすくなります。

2 配置プランの考え方

①基本形は片側型（対角配置）

- ・ 上記①～③を総合的に考えると、不特定かつ多数が利用する施設を想定した場合、片側型で出入口の対角方向に便器を設けるプラン（対角配置）が、便器の片側周囲に車椅子をつける十分な空間を確保でき、立ち上がりのためのＬ字型手すりが設けられるため、片側型（対角配置）を基本形にすることが望まれます。また、便器の正面に出入口がある正面配置では、落ち着いた気分で利用しにくい面もあります。

②奥行きが狭い場合は片側型（正面配置）

- ・ 計画上、便所の奥行きが確保できない場合、便所の奥行きが 200cm 程度以下（便器の先端から反対側の壁まで 125cm 程度以下）の場合は、便器に対して正面からアプローチするときの車椅子の切り返し動作が難しくなるために介助が必要な人が出るため、より多くの人が利用できるようにするためには正面配置を採用する方が望まれます。

③斜め型プランの特性と問題

- ・ 左右両側からの介助が可能であるが、便器の両側とも可動型の横手すりになり、縦手すりがないため、車椅子から自力で立ち上がって便器に移乗する動作や便器から車椅子に戻る動作が難しくなります。また、洗浄ボタン、紙巻器、非常用ボタン等が両側の壁面に取り付けられるため手が届きにくくなります。

④中央型プランの特性と問題

- ・ 左右両側からの介助が非常に簡単にできるが、便器の両側とも可動型の横手すりになり、縦手すりがないため、車椅子から自力で立ち上がって便器に移乗する動作や便器から車椅子に戻る動作が難しくなります。また、洗浄ボタン、紙巻器、非常用ボタン等が便器背面の壁面に取り付けられるため、便器に座った状態では手が届きにくくなります。
- ・ 中央型プランは介助者にとっては自由度が高く利用しやすいため、介助による利用が主となる施設の場合には適しています。

⑤小型プランの特性と問題

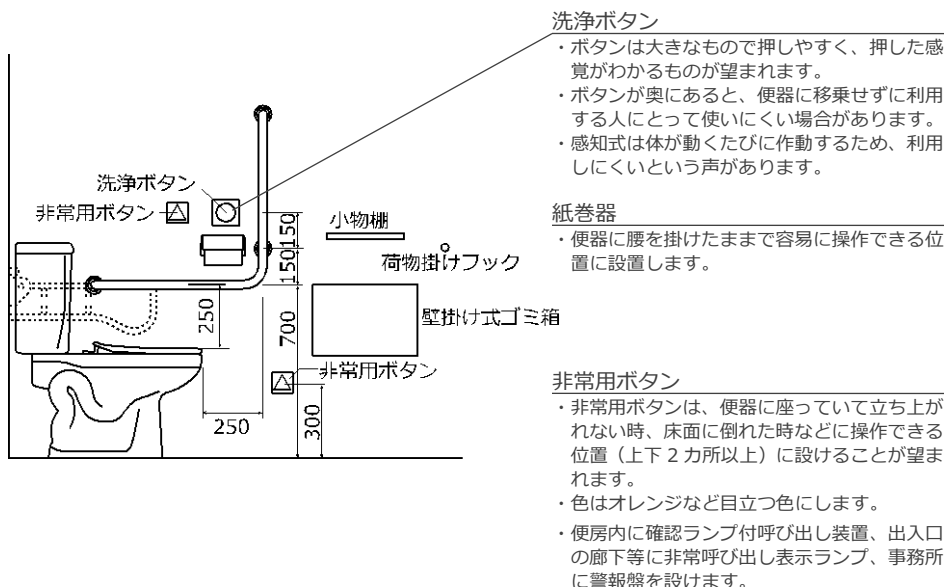
- ・ 小型プランは自立度がかかなり高い障害者しか利用できないため、既存改修等でスペースの確保が難しい場合の対応事例として示しています。

3 付加機能について

- ・ おむつ交換台、折りたたみ式ベッド、オストメイト対応水洗器具等の付加機能は、建築物用途、設置箇所数、設置場所、利用者の特性、維持管理方法等に応じて検討することが必要です。
- ・ 乳幼児椅子、おむつ交換台は、車椅子使用者用便房に備えるべきか、一般便所（男女）にそれぞれ備えるべきか等、便所空間全体で検討する必要があります。

片側型(対角配置)の整備例

▲ 車椅子使用者が利用できる便所は、建築物の出入口付近など、わかりやすく利用しやすい位置に設置します。



1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房③

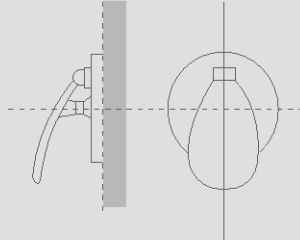
洗浄ボタンの例

タッチ式

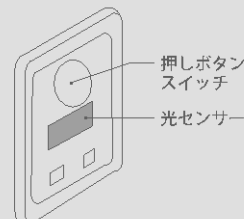


- ⚠ 軽く押すと洗浄できる形式（タッチした感覚がわかるもの）が望まれます。
- ⚠ わかりやすい大きさ、色とします。

くつべら式



光感知式



- ⚠ ボタンの凸がわかりにくい形式のものは視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ⚠ 光感知式は、不随意運動をえる脳性麻痺の人には利用しにくいことがあります。

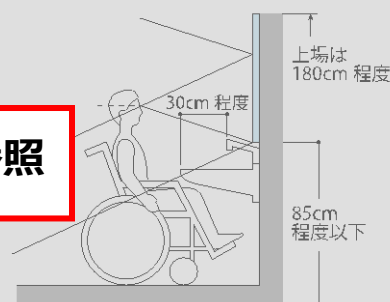
便房内の身づくろい用鏡の高さの例

垂直鏡

鏡下端を 85cm 程度以下にできる場合には垂直鏡が望まれます。(80cm 程度になれば可視範囲が広くなり、より使いやすくなります)

※2025 改訂マニュアル参照

- ⚠ 立位での利用を考慮すると垂直鏡が望まれます。
- ⚠ 取り付け場所、高さにより形式を選択する必要があります。
- ⚠ 吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30 ～ 35 cm 程度）とします。



便所表示例



どなたでもご自由にお使いください

- ⚠ 便所に至る経路を表示し、また便所の出入口にはシンボルマークを設置して誘導します。
- ⚠ 高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人も利用できる旨を表示することが望まれます。

その他の設備

便座に座ったまま使える手洗器

- ⚠ 便座に座ったまま使える手洗器は、排泄障害を伴う障害者が摘便（指で便をかき出す行為）の後に、汚れた手を洗うために特に有効です。

おしり洗浄機

- ⚠ 便器に正面からまたがる人がいるため、設ける場合は操作盤を壁面に取り付ける機種にすることが望まれます。

背もたれ

- ⚠ 座位バランスが保ちにくい人が利用する場合に介助者が後ろで支える負担を軽減するため、設置することが望まれます。

汚物入れ

- ⚠ 汚物入れは、一般のものより大きなものとし、車椅子に乗ったままでも利用できる位置に設けます。

棚・フック

- ⚠ 便房内の壁には、車椅子使用者の利用に支障とならない位置に手荷物などを置く棚やフックを設けることが望まれます。

維持管理上の留意事項

- ⚠ 車椅子使用者用便房の中のゴミ箱が、車椅子使用者の使用の際のドアの開閉や中での回転、可動手すりの開閉等に支障となることが多いため、ゴミ箱を置く位置に注意する必要があります。

- ⚠ 便座のひび割れや可動式手すり、呼び出しボタン、鍵等の作動について、日常の清掃時に点検をしておく必要があります。

公衆便所の場合

- ⚠ 常時、人がいないことから管理上の問題が起こりやすく、夜間に鍵をかけることが多くあります。しかし、利用者にとって、夜間に利用できなくなることは好ましくないため、照明を明るいのにしたたり、いたずら防止の表示をするなどの対策を講じることが望まれます。

オストメイト対応設備を併設した例

- ▲ オストメイトとは、人工肛門や人工ぼうこうなどのように、人工的に腹部に排泄口を作った人のことをいいます。
- ▲ オストメイトの人は、括約筋がないため、便意や尿意を感じたり、我慢したりすることができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。

オストメイト対応便房の表示



オストメイト対応設備

①汚物流し

- ・パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに捨てる必要があるため、汚物流しを使用します。
- ・このときに、パウチや腹部を洗浄するために、ハンドシャワーが必要です。
- ・手洗い器と混同することのないよう、表示板の設置が望まれます。

②ハンドシャワー

- ・ハンドシャワーの止め金の位置が高すぎると、操作開始時に周囲に水をまき散らす恐れがあるので、未使用時は汚物流しの中に噴射する位置に取り付けます。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望まれます。

③衣類掛けフック

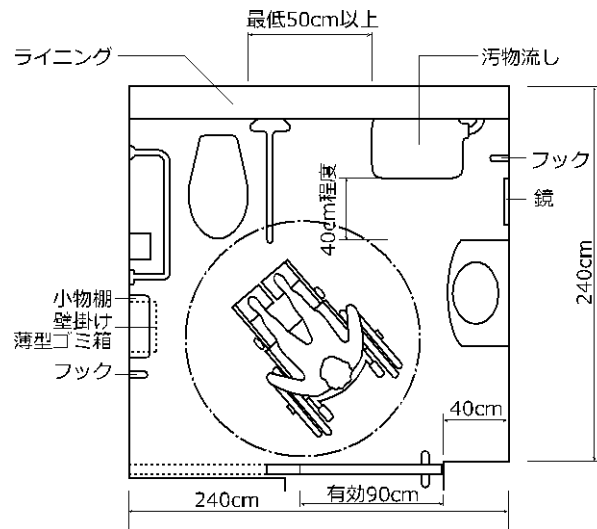
- ・パウチの汚物を処理する際に脱いだ衣服を掛けておくフックを設けることが必要です。

④換気扇

- ・排泄物のおいしさをなるべく早く消すために、汚物流しの上部に換気扇の設置が望まれます。

⑤鏡

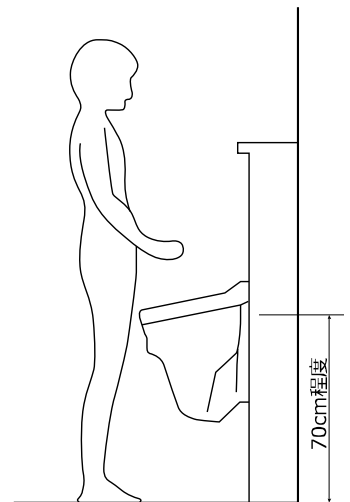
- ・使用後に身だしなみを確認するため、全身が確認できる鏡の設置が望まれます。(車椅子使用者用の鏡と兼用可)



(設置上の留意点)

- ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設(公衆便所等)に設けることは好ましくありません。

●汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



オストメイト対応設備、成人用おむつ交換台、小型手洗器を併設した例

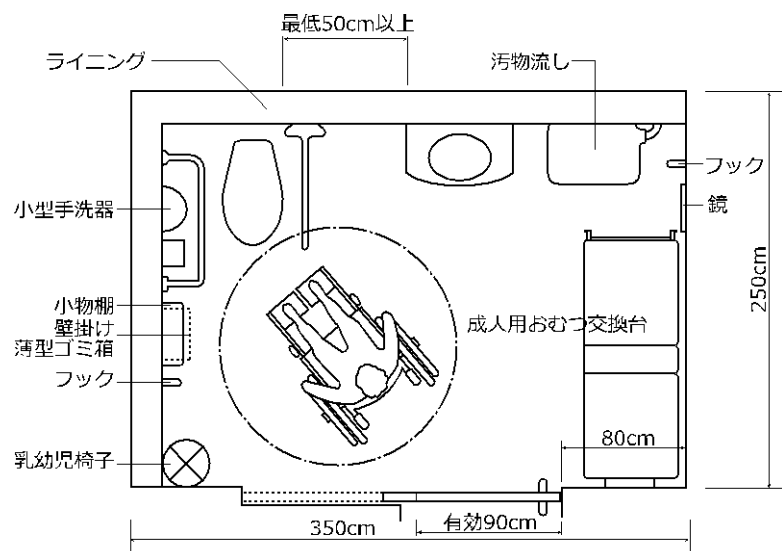
- ▲ 施設の用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けます。

▲成人用おむつ交換台

- ・高齢者、障害者等の外出機会が増えたと、おむつ交換や着替えなどができる成人用のおむつ交換の設備の必要性が高くなります。
- ・おむつ交換の介助は、長辺と短辺の2方向から行うため、2辺に介助者が入るスペースが必要になります。特に、車椅子から台の上に移乗する際は長い辺から行きます。
- ・台の大きさは、巾60cm以上、長さ150cmで、高さは車椅子の座面の高さに合わせ、45cm程度とします。

▲小型手洗器(便座に座ったまま使える手洗器)

- ・排泄障害を伴う障害者が摘便(指で便をかき出す行為)の後に、汚れた手を洗うために特に有効です。
- ・小型手洗器は壁から突出するため、手すり、紙巻器、洗浄ボタン等の操作が容易にできるように、機種種の選定や取り付け位置等を設計時から十分に検討しておく必要があります。



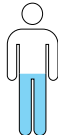
1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房④

車椅子使用者の移乗動作の例

①両下肢に麻痺がある場合(例えば脊髄損傷)

麻痺の状態により、主に正面からの移乗と斜めからの移乗の2通りの方法があります。



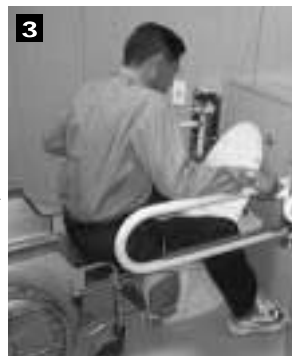
①-1 正面からの移乗の場合 ※写真は斜め型便房(P69 参照)で撮影されたもの



正面から便器に近づき、便器の正面に車椅子を近づけます。



車椅子のアームサポートにつかまって、体を押し上げ、便器の縁に移ります。



両側の手すりにつかまって、さらに深く便器にまたがり、用を足します。



①-2 斜めからの移乗の場合 ※写真は斜め型便房(P69 参照)で撮影されたもの



便器の斜め前に車椅子を近づけます。



便器側の腕で手すりを、もう一方の腕で車椅子のアームサポートにつかまり、体を押し上げながら便器に移り用を足します。



②片方の手足に麻痺がある場合(例えば脳卒中)

左右どちらか一方に麻痺がある場合、動く方の手足が便器に近づくように斜めから移乗します。麻痺の状態により、介助の度合いが異なります。



②-1 介助なしの場合 ※写真は斜め型便房(P69 参照)で撮影されたもの



動く方の手足が便器に近づくようにして、便器の斜め前に車椅子を近づけます。



動く方の腕で手すりにつかまって立ち上がり、動く側の腰を手すりにもたれかけて便器に移り用を足します。





両側の手すりにつかまって、体を押し上げながら車椅子に移ります。



便器側の腕で手すりを、もう一方の腕で車椅子のアームサポートにつかまり、体を押し上げながら車椅子に移ります。



車椅子のアームサポートにつかまって立ち上がり、動く側の腰を手すりにもたれかからせながら、アームサポートを持ち替えて体の向きを変えて車椅子に移ります。

1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房⑤

②-2 軽度の介助の場合 ※写真は斜め型便房 (P69 参照) で撮影されたもの



動く方の手足が便器に近づくようにして、便器の斜め前に車椅子を近づけます。



麻痺のある側に介助者が立って、車椅子から立ち上がるのを助けます。



動く方の腕で手すりにつかまりながら便器に移ります。



②-3 中等度の介助の場合 ※写真は斜め型便房 (P69 参照) で撮影されたもの



動く方の手足が便器に近づくように車椅子を近づけ、介助者が正面から介助して(抱き上げて)立ち上がります。



介助者が抱き上げたまま体を回転し、便器に移ります。この時は介助者につかまり手すりは使用しません。



便器に座っている時は、手すりにつかまってバランスをとります。

⑤ 小便器の立ち上がり動作の例



動く方の手で手すりの上部を握りながら車椅子から立ち上がります。



手足が動く方の手すりに寄り掛かり、体を支えながら用を足します。



手すりを握りながら車椅子に移ります。



動く手足側に車椅子を置き替えてアームサポートにつかまって立ち上がり、車椅子に移ります。



動く手足側の手すりを開き車椅子を移動し、介助者が正面から抱き上げて立ち上がります。



車椅子の方に回転し車椅子に移ります。

③ 小便器の利用例



手足が動く方の手すりに寄り掛かり、体を支えながら用を足します。

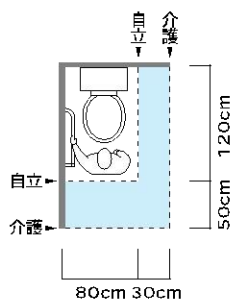
④ 洗面器の利用例



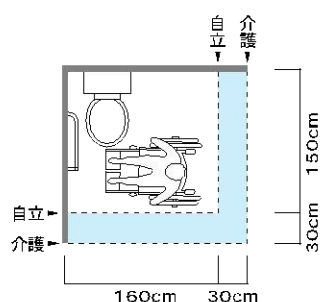
手足が動く方の手すりに寄り掛かり、体を支えながら手を洗います。

【参考：乗り移り方向による必要なスペース】

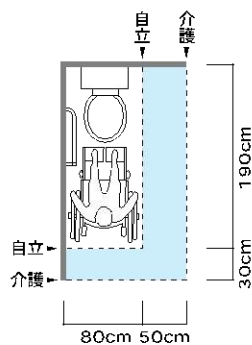
歩行の場合



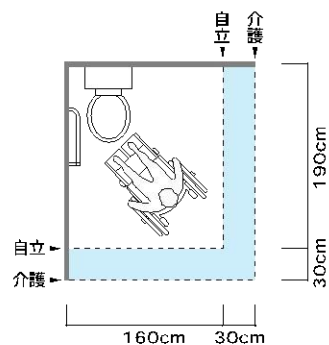
車いす側方アプローチの場合



車いす前方アプローチの場合



車いす斜め前方アプローチの場合



出典：地域リハビリテーションマニュアル 1995年 三輪書店